

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

英国内務省

国別政策及び情報ノート

パキスタン：保護当事者及び国内移動を含む背景情報

バージョン 2.0

2017 年 6 月

序文

この文書は、特定の保護及び人権に関する特定の申請の取扱いに関して、英国内務省（Home Office）の決定権者（decision makers）に対し、出身国情報（COI：country of origin information）及び指針を提供するものである。本文書には、申請が庇護、人道的保護又は裁量的在留の認定を受ける正当性があるかどうか、また、申請が却下されようとしている場合において、当該申請が 2002 年国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）第 94 条に基づき、「明らかに根拠のないもの」として証明される可能性が高いかどうかについての記述が含まれている。

決定権者は申請事案を、その具体的な事実関係及び関係する全ての証拠（本文書に含まれる政策指針、入手できる COI、適用される判例及び関係する政策に関する内務省のケースワーク向け指針を含む）を考慮に入れた上で、個別に審査しなければならない。

国別情報

本文書内の COI は、[「出身国情報の処理に関する欧州連合共通ガイドライン（Common EU \[European Union\] Guidelines for Processing Country of Origin Information \(COI\)）」](#)及び[「欧州庇護支援事務所の調査向けガイドライン、国別情報の報告手法（European Asylum Support Office's research guidelines, Country of Origin Information report methodology）」](#)に規定された原理に準拠して調査を行ったものであり、すなわちその関連性、信頼性、正確性、客観性、最新性、透明性及び追跡可能性について考慮したものである。情報は全て一般的に信頼性の高い、利用可能な情報源から慎重に選定したものであるか、又は一般に利用可能な情報である。参照文書についての全文の詳細は脚注に記載されている。情報が正確かつ均整の取れたものであり、裏付けられたものであることを確保するため、また、文書の公開時点での総合的かつ最新の情報であることを確保するため、通常、複数の情報源からの収集が採用されている。情報は様々な見解や意見を提供するため、可能な限り比較対照されている。情報源として含まれていることが、その情報源又は提示された見解の承認であるという意味ではない。

フィードバック

我々の目標は資料を絶えず改善することにある。したがって、本文書にコメントを付したい場合には、[国家政策・情報チーム](#)へ電子メールを送っていただきたい。

国別情報に関する第三者諮問機関

国別情報に関する第三者諮問機関（IAGCI：Independent Advisory Group on Country Information）は、内務省の COI 資料の内容について英国国境局の独立主任検査官（Independent Chief Inspector of Borders and Immigration）に勧告を行う目的で、2009 年 3 月に同検査官によって設置された。IAGCI は、内務省の COI 資料に関するフィードバックを歓迎する。内務省の資料、手続き又は政策を承認することは IAGCI の役割ではない。IAGCI の連絡先は以下の通りである。

英国国境局独立主任検査官

5th Floor, Globe House, 89 Eccleston Square, London, SW1V 1PN.

電子メール：chiefinspector@icinspector.gsi.gov.uk

IAGCI の職務に関する情報及び IAGCI によって既に検証を終えた COI 文書のリストは、独立主任検査官の下記ウェブサイトで見覧可能である。

<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

目次

政策指針	5
1. はじめに	5
1.1 問題の概要	5
2. 問題の検討	5
2.1 信憑性	5
2.2 保護	5
2.3 国内移動	6
3. 政策の要約	6
国別情報	7
4. 歴史	7
5. 経済	7
6. 地理及び人口統計	8
6.1 地域	8
6.2 人口	8
6.3 言語	9
7. 政治制度	9
8. 司法及び法の支配	10
8.1 最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所	10
8.2 連邦シャリア裁判所、軍事法廷、反テロリズム法廷及び非公式の司法制度	11
8.3 公正な裁判	13
8.4 少年法	15
9. 警察及び治安部隊	17
9.1 概観	17
9.2 警察の有効性	17
9.3 救済措置	21
10. 逮捕及び拘留—法律上の権利	23
10.1 逮捕権限	23
10.2 初期供述調書（FIR）	23
10.3 保釈	25
11. 政府の治安部隊による人権侵害	25
11.1 恣意的な逮捕及び拘留	25
11.2 拷問及び虐待	27
11.3 超法規的処刑	30
11.4 強制的又は非自発的な失踪	31

12. 汚職	33
12.1 概観	33
12.2 警察及び司法.....	34
13. 移動の自由	35
13.1 概観	35
13.2 大都市中心部.....	35
14. 市民権と国籍	36
14.1 市民権	36
14.2 国籍証明書.....	37
15. 偽造及び不法に入手された文書.....	38
バージョン管理及び連絡先	40

政策指針

2017 年 6 月 26 日更新

1. はじめに

1.1 問題の概要

- 1.1.1 通常、非国家主体からの迫害の危険性又は重大な危害を受けている者は、効果的な国家による保護又はパキスタン国内の移動を求めることができる。

2. 問題の検討

2.1 信憑性

- 2.1.1 信憑性の評価に関する情報については、[「信憑性及び難民資格の評価に関する庇護指令」](#)を参照のこと。
- 2.1.2 また、決定権者は英国の査証又はその他の形式の許可について、これまでに申請があるかどうかについても審査しなければならない。査証と一致する庇護申請は、庇護インタビューに先立ち調査しなければならない([「査証の一致、英国査証申請者からの庇護申請に関する庇護指令\(Asylum Instruction on Visa Matches, Asylum Claims from UK Visa Applicants\)」](#)を参照のこと)。
- 2.1.3 また、決定権者は言語分析テストを実施する必要性についても検討しなければならない([「言語分析に関する庇護指令\(Asylum Instruction on Language Analysis\)」](#)を参照のこと)。

2.2 保護

- 2.2.1 その個人の懸念が国家による迫害又は重大な危害である場合、当局による保護を利用することはできない。
- 2.2.2 その個人の懸念が非国家主体による迫害又は重大な危害である場合、決定権者は国家が効果的な保護を提供できるかどうか評価しなければならない。
- 2.2.3 パキスタンにはその効力は異なるものの、保護を提供する法的枠組み及び機能的な刑事司法制度が存在する。警察の効力は地域によって大幅に異なり、十分に効力を持つものから無効なものまで幅広い。パキスタンの警察制度は多くの地域で、設備や技術、人員、訓練及び情報の収集能力において深刻な欠陥がある。警察はパキスタンで最も腐敗した機関であると考えられている。警察は宗教的少数派や女性、貧困層の人々を保護できていないことが多い、という報告もあった([「パキスタンに関する国別情報及び情報ノート：領土紛争、ハザラ族、アフマディー教徒、キリスト教徒及びキリスト教改宗者、性差に基づく危害・暴力を受けている女性」](#)についても参照のこと)。
- 2.2.4 恣意的な逮捕及び拘留や、拷問及び虐待の発生、被告人の超法規的処刑を含む警察の虐待についての報告も複数存在する([「警察及び治安部隊」](#)ならびに[「政府の治安部隊による人権侵害」](#)を参照のこと)。

- 2.2.5 軍隊及び自警武装集団は、テロリズムや犯罪組織と戦う上ではパキスタンの複数の地域において効果的であるものの、虚偽の衝突におけるものを含む恣意的かつ不法な処刑や、拷問及び強制的な失踪について非難されてきた（「[警察及び治安部隊](#)」ならびに「[政府の治安部隊による人権侵害](#)」を参照のこと）。
- 2.2.6 司法制度は外的な影響を受けやすい。高等裁判所や最高裁判所はおおむね効果的であるとみられているが、下級裁判所は腐敗し、膨大な未決事案や公正な裁判の基準に準拠していない冗長な司法手続きによって非効率であるとみられている。軍事法廷もまた、透明性や公正性を欠いていた（「[司法及び法の支配](#)」を参照のこと）。
- 2.2.7 2010 年 11 月 11 日に聴取された [AW（保護の十分性）パキスタン\[2011 年\]UKUT 31（IAC）（2011 年 1 月 26 日付）](#) 事案では、パキスタンには「国家の保護が制度的に十分である」とされている。
- 2.2.8 [AW](#) が聴取されて以降利用可能となった国家による証拠では、一般的には効果的な国家による保護を受けることが引き続き可能であると示されている。しかしながら、各事案は事実に基づいて検討されなければならない。効果的な国家による保護を申請及び獲得できないことを証明する義務はその個人にある。
- 2.2.9 国家による保護の可能性を評価するための詳細な指針については、「[信憑性及び難民資格の評価に関する庇護指令](#)」を参照のこと。
- 2.3 国内移動
- 2.3.1 その個人の懸念が国家による迫害又は重大な危害である場合、この危険を避けるために移動することはできない。
- 2.3.2 法律では国内の移動の自由を提供しているが、複数の地域における暴力行為が実質的にこれを制限している。パキスタンの国土の規模や多様性によって、通常、個人の状況や移動先の安全状況に基づいて、合理的な移動の選択を行うことができる（「[地理及び人口統計](#)」、「[移動の自由](#)」及び「[パキスタンの国別情報及び情報ノート：安全及び人道的状況](#)」を参照のこと）。
- 2.3.3 女性の国内移動は、家族や社会状況及び教育状況に基づいて、複数の場合に合理的である（「[パキスタンの国別情報及び情報ノート：性差に基づく危害・暴力を受けている女性](#)」を参照のこと）。
- 2.3.4 国内移動及び検討すべき要因についての詳細な指針については、「[信憑性及び難民資格の評価に関する庇護指令](#)」を参照のこと。

3. 政策の要約

- 3.1.1 おおむね個人は、脅威の性質及び個人の状況に基づいて、国家からの効果的な保護を利用できる可能性が高い。
- 3.1.2 パキスタンの他の地域への国内移動はおおむね合理的であると考えられているが、脅威の性質及び起源及び個人の状況に基づくものである。

国別情報

2017 年 6 月 22 日更新

4. 歴史

- 4.1.1 パキスタンの小史については、欧州庇護支援事務所（EASO：European Asylum Support Office）の「[出身国情報報告書—パキスタン国家概略¹](#)」及び主要な日時の年表を含む BBC の「[パキスタン国家略歴²](#)」を参照のこと。

5. 経済

- 5.1.1 パキスタンの国内総生産（GDP）成長率は 2016 年度には 4.7%であり、2017 年度には 5.2%であった。経済改革や石油価格の低下、安全保障の改善によって 2016 年度には成長が加速した³。
- 5.1.2 アジア開発銀行によれば、パキスタンでは人口の 29.5%は国内の貧困ライン未満の生活を送っている⁴。パキスタンの隣国と比較した場合、アフガニスタンでは人口の 39.1%⁵が、インドでは人口の 21.9%⁶が国内の貧困ライン未満の生活を送っている。
- 5.1.3 2016 年 7 月より、パンジャブ州（Punjab）、シンド州（Sindh）、ハイバル・パフトゥンハー州（Khyber Pakhtunkhwa）、バロチスタン州（Balochistan）各州の州政府は、未熟練労働者の最低賃金を月 14,000 ルピー（およそ 104 ポンド）と設定した⁷。社会保障給付金は正規部門の労働者のみが利用できた（雇用の貢献度に基づく⁸）。一方、人口の 7 割以上は非正規部門で働いていた⁹。

¹ 欧州庇護支援事務所、「EASO 出身国情報報告書—パキスタン国家概略」、第 1.3 節、2015 年 8 月、https://coi.easo.europa.eu/administration/easo/PLib/EASO_COI_Report_Pakistan-Country-Overview_Aug_2015.pdf. 2017 年 3 月 27 日閲覧。

² BBC、「パキスタン国家略歴」、2017 年 3 月 2 日、<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-12965779>. 2017 年 3 月 27 日閲覧。

³ アジア開発銀行、「パキスタンにおける貧困」、日付なし、<https://www.adb.org/countries/pakistan/economy>. 2017 年 3 月 27 日閲覧。

⁴ アジア開発銀行、「パキスタンにおける貧困」、日付なし、<https://www.adb.org/countries/pakistan/poverty>. 2017 年 3 月 27 日閲覧。

⁵ アジア開発銀行、「パキスタンにおける貧困」、日付なし、<https://www.adb.org/countries/pakistan/poverty>. 2017 年 3 月 27 日閲覧。

⁶ アジア開発銀行、「インドにおける貧困」、日付なし、<https://www.adb.org/countries/india/poverty>. 2017 年 3 月 27 日閲覧。

⁷ Paycheck.pk、「2016～17 年度パキスタンにおける最低賃金」、2016 年 6 月、<http://www.paycheck.pk/main/salary/minimum-wages>. 2017 年 4 月 27 日閲覧。

⁸ 米国社会保障庁、「世界の社会保障制度：アジア・太平洋地域—パキスタン」、2010 年、<https://www.ssa.gov/policy/docs/progdesc/ssptw/2010-2011/asia/pakistan.html>. 2017 年 4 月 27 日閲覧。

⁹ 国際労働機関、「パキスタンの社会保障」、日付なし、<http://ilo.org/islamabad/areasofwork/social-security/lang--en/index.htm>. 2017 年 4 月 27 日閲覧。

6. 地理及び人口統計

6.1 地域

- 6.1.1 パキスタン（正式名称パキスタン・イスラム共和国）は4つの州、すなわちバロチスタン州、ハイバル・パフトゥンハー州（KPK）パンジャブ州、シンド州ならびに2つの領土すなわち連邦直轄部族地域（FATA：Federally Administered Tribal Areas）イスラマバード首都圏（Islamabad Capital Territory）に分かれている¹⁰。FATAは7つの管区、すなわちバジャウル（Bajaur）カイバル（Khyber）クッラム（Kurram）オラクザイ（Orakzai）モハマンド（Mohmand）北ワジリスタン（North Waziristan）及び南ワジリスタン（South Waziristan）からなる¹¹。CIAのワールド・ファクトブックは、「パキスタンの実効支配領域であるジャンム・カシミール（Jammu and Kashmir）地区は2つの行政区、すなわちアザド・カシミール（Azad Kashmir）とギルギット・バルティスタン（Gilgit-Baltistan）からなる」と指摘している¹²。

6.2 人口

- 6.2.1 パキスタンの人口は2016年7月時点で、推定201,995,540人（男性103,708,140人、女性98,287,400人）であった。パキスタンの主な都市部（括弧内は2015年時点の推定人口（最大から最小まで））は、カラチ（Karachi、1661万8000人）ラホール（Lahore、874万1000人）ファイサラバード（Faisalabad、356万7000人）ラウルピンディ（Rawalpindi、250万6000人）ムルターン（Multan、192万1000人）及び首都のイスラマバード（136万5000人）である¹³。
- 6.2.2 パキスタンの主な民族分布はパンジャブ人（44.68%）パシュトゥーン人（15.42%）シンド人（14.1%）サライキ人（8.38%）ムハジール人（7.57%）バローチ人（3.57%）及びその他（6.28%）である¹⁴。
- 6.2.3 米国国務省は2015年度国際宗教自由報告書において、1998年に実施された最新の国勢調査によれば、パキスタンの人口の95%はイスラム教徒であり、多数派はスンニ派であり、シーア派はおよそ25%の少数派であると報告した。同省は以下のように指摘している。
- 「報道機関が引用した2014年度の政府登録文書によれば、ヒンズー教徒はおよそ140万人、キリスト教徒はおよそ130万人、アフマディー教徒は126,000人、バハイ教徒は34,000人、シク教徒は6,000人、パルシー教徒は4,000人いるとされる。しかし、正式な国勢調査へのアフマディー教徒のボイコットを考慮すれば、同共同体はアフマディー派イスラム教徒の数をおよそ500,000人であるとしている。主にバロチスタン州に位置するジクリ派イスラム教徒の共同体についても、500,000～800,000人の信徒がいると推定されている。カラチにおけるパキスタンのユダヤ教徒活動家が複数のメディアによって報道されているが、歴史的に見ればユダヤ教徒の共同体は国外に移住している¹⁵。

¹⁰ CIA、「ワールド・ファクトブック—南アジア：パキスタン（政府）」、2017年1月12日更新、<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/pk.html>。2017年3月27日閲覧。

¹¹ 連邦直轄部族地域（FATA）「管区」、日付なし、<https://fata.gov.pk/index.php>。2017年3月27日閲覧。

¹² CIA、「ワールド・ファクトブック—南アジア：パキスタン（政府）」、2017年1月12日更新、<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/pk.html>。2017年3月27日閲覧。

¹³ CIA、「ワールド・ファクトブック—南アジア：パキスタン（人々と社会）」、2017年1月12日更新、<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/pk.html>。2017年3月27日閲覧。

¹⁴ CIA、「ワールド・ファクトブック—南アジア：パキスタン（人々と社会）」、2017年1月12日更新、<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/pk.html>。2017年3月27日閲覧。

¹⁵ 米国国務省、「2015年度国際宗教自由報告書—パキスタン」、第1節、2016年8月10日、<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2015&dliid=256315>。2017年3月27日閲覧。

- 6.2.4 アフマディー教徒の推定人口についての詳細は、[「パキスタンの国別情報及び情報ノート：アフマディー教徒」](#)を参照のこと。

6.3 言語

- 6.3.1 1973 年パキスタン憲法は以下のように規定している。
- ‘(1) パキスタンの国語はウルドゥー語とし、施行日から 15 年以内に公用その他の目的に使用される（原文ママ）よう調整するものとする。
- ‘(2) 第(1)項にしたがって、ウルドゥー語への切り替えに向けた調整を行うまでは、英語を公用語として使用することができる。
- ‘(3) 州議会は国語の地位を損なうことなく、国語に加えて、州語の特定、促進及び使用に向けた対策を法で定めることができる¹⁶。
- 6.3.2 同国における言語（使用の割合を%で表示）には、パンジャブ語（48%）、シンディー語（12%）、サライキ語（パンジャブ語の方言、10%）、パシュト語（別名パシュトゥー語、8%）、ウルドゥー語（公用語、8%）、バローチ語（3%）、ヒンドコ語（2%）、ブラーフイー語（1%）、英語（公用語、パキスタンのエリート層及び官公庁職員のほとんどが共通語として使用）、ブルシャスキー語及びその他（8%）がある¹⁷。
- 6.3.3 ショーン・グレゴリー（Shaun Gregory）教授は、2011 年 1 月のパキスタン出身国情報報告書の評価において、パキスタン人の 8%のみがウルドゥー語を第一言語としているが、人口のおよそ 8～9 割がウルドゥー語を第二言語として使用しており、これによってウルドゥー語は実質的な共通語となっている、と述べている¹⁸。

7. 政治制度

- 7.1.1 パキスタンの国家体制及び政治的背景についての詳細は、欧州庇護支援事務所（EASO）の[「出身国情報報告書—パキスタン国家概略」](#)を参照のこと¹⁹。
- 7.1.2 全文及び最近の修正事項については、[パキスタン・イスラム共和国憲法](#)を参照のこと。同前文では、民主主義、自由、平等、寛容及び社会正義の原則が、イスラムの教義によって明確に規定されている通りに守られている。宗教及びその他の少数派の権利は保障されている。基本的人権が保障され、平等権に加えて、思想・言論・信仰及び報道の自由、ならびに集会・結社の自由も法律及び公衆道徳によって保証されている²⁰。

¹⁶ パキスタン憲法、第 12 部第 4 章第 251 条、<http://www.pakistani.org/pakistan/constitution/>。2017 年 3 月 27 日閲覧。

¹⁷ CIA、「ワールド・ファクトブック—南アジア：パキスタン（人々と社会）」、2017 年 1 月 12 日更新、<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/pk.html>。2017 年 3 月 27 日閲覧。

¹⁸ 英国国境局独立主任検査官、国別情報に関する第三者諮問機関（IAGCI）、2011 年度 COI 評価、「パキスタンの出身国情報報告書の評価」、3 ページ、2011 年 5 月、<http://icinspector.independent.gov.uk/wp-content/uploads/2011/02/Evaluation-of-the-Country-of-Origin-Information-Report-on-Pakistan.pdf>。2017 年 3 月 27 日閲覧。

¹⁹ 欧州庇護支援事務所、「EASO 出身国情報報告書—パキスタン国家概略」、第 1.4 節、2015 年 8 月、https://coi.easo.europa.eu/administration/easo/PLib/EASO_COI_Report_Pakistan-Country-Overview_Aug_2015.pdf。2017 年 3 月 27 日閲覧。

²⁰ パキスタン・イスラム共和国憲法、<http://www.pakistani.org/pakistan/constitution/>。2017 年 4 月 6 日閲覧。

8. 司法及び法の支配

8.1 最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所

- 8.1.1 最高裁判所はパキスタンの最高上訴裁判所であり、その命令及び決定は同国内のあらゆる裁判所に対して法的拘束力を持つ²¹。高等裁判所は各州に一カ所とイスラマバード首都圏に一カ所あり、多数の地方裁判所が存在する²²。オーストラリア外務貿易省（DFAT：Australian Department of Foreign Affairs and Trade）によるパキスタン出身国情報報告書では、「パキスタンの司法の独立は憲法に規定されている。この独立性は最高裁判所が行う動議の審議において明らかである。これらの審議において、最高裁判所が連邦及び州政府ならびに治安部隊と衝突することになる場合も多い²³」
- 8.1.2 2016 年 9 月、国連の人権理事会による強制的又は非自発的な失踪に関する作業部会は、「同作業部会は、憲法の第 199 条第 3 項が依然として、高等裁判所が軍部に関する事案について聴取することを法的に禁止していることに懸念を抱いている。このような高等裁判所の権限の制限は撤廃されるべきである」と述べている²⁴。
- 8.1.3 米国国務省（USSD）の 2016 年度人権報告書は、「司法制度はテロリズムの過激派集団からの報復を恐れることや冒涇行為、注目を集めている裁判の政治問題化など、外的な影響を受けることが多い。報道機関や国民は通常、高等裁判所や最高裁判所が信頼に足るものであると考えている。下級裁判所や上級裁判所における広範な未決事案が、その他の問題と相まって、効果的な救済措置及び公正な公聴会の権利を損なっている。民事及び刑事訴訟における司法の停滞は、時代遅れの手続き規則や裁判所の職務の空白、不十分な事案管理、未熟な法務教育によるものである。多くの下級裁判所は依然として腐敗し、かつ非効率であり、富裕層や影響力のある宗教家又は政治家からの圧力を受けやすい」と述べている²⁵。

²¹ パキスタン最高裁判所、「歴史」、日付なし、<http://www.supremecourt.gov.pk/web/page.asp?id=113>、2017 年 3 月 28 日閲覧。

²² パキスタン最高裁判所、「パキスタンの司法制度」、第 9 節、2015 年 5 月、第 4 版、http://www.supremecourt.gov.pk/web/user_files/File/thejudicialsystemofPakistan.pdf、2017 年 3 月 28 日閲覧。

²³ オーストラリア政府、外務貿易省、「DFAT 出身国情報報告書—パキスタン」、第 5.9 項、2016 年 1 月 15 日、請求による利用、2017 年 3 月 28 日閲覧。

²⁴ 国連人権理事会、「強制的又は非自発的な失踪に関する作業部会報告書、補遺：作業部会が実施した勧告に対する追跡調査報告：コンゴ及びパキスタンに対する課題」、第 33 項、2016 年 9 月 13 日、A/HRC/33/51/Add.7、<http://www.refworld.org/docid/57e14c7f4.html>、2017 年 6 月 19 日閲覧。

²⁵ 米国国務省、「2016 年度人権の実情に関する国別報告書—パキスタン」、第 1e 節、2017 年 3 月 6 日、<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2016&dliid=265546>、2017 年 3 月 28 日閲覧。

8.1.4 2016 年の出来事についてまとめた「2017 年度世界における自由」報告書において、フリーダムハウスは「過去 10 年間に於いて、高等裁判所に対する行政の介入は減少し、司法が複数の事案において行政の責任を認めている。しかし法制度は汚職や脅迫、膨大な数の未決事案、不確実性、重大犯罪に対する有罪率の低さなどを含む特有の問題によって損なわれている」と述べている²⁶。
[「公正な裁判」](#)も参照のこと。

8.1.5 米国国務省の人権報告書は、「最高裁判所及び高等裁判所の司法権は個別の司法制度のもとで運用されている複数の領域に拡大することはできない。例えば、アザド・カシミール (AJK) は自身が選出した大統領、首相、議会及び司法制度を持っている。ギルギット・バルティスターンも同様に、個別の司法制度を持っている」と指摘している²⁷。

8.2 連邦シャリア裁判所、軍事法廷、反テロリズム法廷及び非公式の司法制度

8.2.1 オーストラリア外務貿易省 (DFAT) は以下のように指摘している。

「パキスタンの司法制度には様々なその他の裁判所が存在する。最高裁判所の下部組織ではあるが、連邦シャリア裁判所 (FSC : Federal Shariat Court) はパキスタンの法律がイスラム教の教義に合致するよう確保する役割を持つ双頭型の裁判所である。FSC はフドード令 (Haddood) の事案における下級裁判所の判断を審査する権限を持っている。2013 年 12 月、FSC は初の女性判事アシュラフ・ジェハン (Ashraf Jehan) 氏を任命した。パキスタンの反テロリズム法廷 (ATC) は、1997 年反テロリズム法の下で犯罪を起訴している。ATC の事案は上級判事、治安判事及びパキスタン軍将校によって聴取が行われる。国家による司法制度の代替として、部族地域の多くの住民もまた、従来の紛争解決制度を通じて正義を実現しようとしている²⁸」

8.2.2 2016 年の出来事についてまとめた 2017 年度報告書において、フリーダムハウスは以下のように指摘している。

「独立した連邦シャリア裁判所は、法律上の規定がイスラム教における禁止命令に反するかどうかを決定する権限を持っている。複数の共同体では非公式な正義の実現方法に頼っており、正式な保障条項外の決定を行うことにつながっている。国家人権委員会は現在実施 2 年目であり、同国における人権保護の強化はほとんど進展していない²⁹」

²⁶ フリーダムハウス、「2017 年度世界における自由」、第 F 節 法の支配、2017 年 1 月 31 日、<https://freedomhouse.org/report/freedom-world/2017/pakistan>。2017 年 5 月 24 日閲覧。

²⁷ 米国国務省、「2016 年度人権の実情に関する国別報告書—パキスタン」、第 1e 節、2017 年 3 月 6 日、<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2016&dliid=265546>。2017 年 3 月 28 日閲覧。

²⁸ オーストラリア政府、外務貿易省、「DFAT 出身国情報報告書—パキスタン」、第 5.10 項、2016 年 1 月 15 日、請求による利用、2017 年 3 月 28 日閲覧。

²⁹ フリーダムハウス、「2017 年度世界における自由」、第 F 節 法の支配、2017 年 1 月 31 日、<https://freedomhouse.org/report/freedom-world/2017/pakistan>。2017 年 5 月 24 日閲覧。

- 8.2.3 国連拷問禁止委員会は、2017 年度パキスタン総括所見 (Concluding Observations) において、「(中略) 連邦シャリア裁判所の管轄権において報告された裁判権の矛盾は、正義を求めている拷問の被害者に困難をもたらしている (中略) 。当委員会はとりわけ、女性の拷問被害者が正義を求める際に数多くの障害に直面しており、そのことが人権憲章の刑事免責及びその他の侵害につながっている」との懸念を表明した³⁰。
- 8.2.4 フリーダムハウスは 2017 年度報告書において、以下のように指摘している。
テロに関して起訴された民間人を審理する権限を持った軍事法廷は、陸軍士官学校への深刻なテロ攻撃を受けて 2015 年に設立され、2016 年も継続して運営されてきた。これらの法廷は多くの人々を有罪とし、少なくともそのうちの 140 人は死刑判決を受け、うち 12 人は 2016 年末までに死刑が執行された。これらの法廷は、公正な裁判を確保するための透明性及び保障条項の欠如について、かなりの批判を浴びてきた。とりわけ軍は 2016 年 11 月、法廷で有罪判決を受けた人々の 9 割以上が自白を行ったと主張した。(中略) 軍事法廷だけでなく、政府は引き続き司法が下した死刑判決を実行しようとしており、2014 年 12 月の死刑執行猶予の撤廃以降、400 人以上のパキスタン人に死刑が執行された³¹。
- 8.2.5 アムネスティ・インターナショナルは 2016～17 年度の年次報告書において以下のように指摘している。
「軍事法廷はテロ関連で起訴された民間人を含む人々を全て審理するため、2015 年に司法権が与えられた。政府は同様の事案を聴取するため、2016 年 1 月までに 11 の軍事法廷を設立した」
「(2016 年) 8 月には、最高裁判所がこれらの法廷の事案について初めて判決を下し、16 人の民間人に対する陪審員による評決及び死刑判決を支持した。同裁判所は、上訴人は軍が憲法上の権利を侵害した、又は手続きに従わなかったことを証明できなかったとの判決を下した³²。
- 8.2.6 国際法律家委員会 (International Committee of Jurists) が行った 2016 年 9 月の声明によれば、2015 年 1 月以降、軍事法廷は「(中略) 最高裁判所を含む民間法廷に対する上訴の可能性のない極めて不公平な審理ののち、少なくとも 100 人以上に死刑を宣告し、少なくとも 12 人を絞首刑に処した。審理された複数の人々には軍部によって強制的に失踪させられた者もあり、訴訟に対する軍部の支配によって、遺族や被害者は効果的な救済措置を得られないままになっている、と遺族は主張している」³³。

³⁰ 拷問禁止委員会、「パキスタン初期報告書に関する総括所見」、第 18 項、2017 年 6 月 1 日、<http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=CAT/C/PAK/CO/1&Lang=E>、2017 年 6 月 19 日閲覧。

³¹ フリーダムハウス、「2017 年度世界における自由」、第 F 節 法の支配、2017 年 1 月 31 日、<https://freedomhouse.org/report/freedom-world/2017/pakistan>、2017 年 5 月 24 日閲覧。

³² アムネスティ・インターナショナル、「2016～17 年度年次報告書—パキスタン (軍事法廷)」、2017 年 2 月 22 日、<https://www.amnesty.org/en/countries/asia-and-the-pacific/pakistan/report-pakistan/>、2017 年 3 月 31 日閲覧。

³³ 国際法律家委員会、「パキスタン人権委員会後援による、強制的又は非自発的な失踪に関する作業部会との対話における国際法律家委員会声明—パキスタンにおける強制的失踪」、2016 年 9 月 15 日、<https://www.icj.org/wp-content/uploads/2016/09/HRC33-OralStatement-Disappearances-Pakistan-15092016.pdf>、2017 年 4 月 11 日閲覧。

「強制的又は非自発的な失踪」も参照のこと。

8.2.7 米国国務省の人権報告書は以下のように述べている。

「組織的な法律上の保護が欠如した非公式の司法制度は、特に農村地域で今もなお存在しており、人権侵害につながる場合も多い。シンド州及びパンジャブ州の領主やその他共同体の指導者や、バシュトゥーン及びバローチ地区の部族長は、確立された法制度とは無関係な地方評議会の会合（パンチャーヤト（panchayat）又はジルガ（jirga））をたびたび開催している。こうした評議会では抗争を解決し、罰金や投獄、場合によっては死刑をも含む部族の罰則を課している。これらの評議会では、いわゆる「名誉」関連の犯罪について、女性に暴力による刑罰又は死刑判決が下されることが多い。主に FATA に位置するバシュトゥーン族地区では、こういった評議会が辺境地域刑事法規（FCR：Frontier Crime Regulation）ガイドラインの下で開催されている。自らが選定した部族の長老によって支持された駐在官補佐は、FATA における正義を法的に実現する責任を負い、イスラム法や部族の慣習の解釈に従って公聴会を開催している³⁴」

8.2.8 フリーダムハウスは 2017 年度報告書において、「連邦直轄部族地域（FATA）は大統領が支配している。これらの地域は辺境地域刑事法規（FCR）に準拠し、パキスタン最高裁判所の管轄権外にある。FCR は政府の駐在官や部族長に対して慣習法の適用を行う権限を与え、集団的処罰を提供している」と述べている³⁵。

8.3 公正な裁判

8.3.1 米国国務省の人権報告書では、以下のように報告している。

「民事裁判所、刑事裁判所及び家庭裁判所の制度では、公正な裁判及び適正手続き、無罪推定、反対尋問ならびに上訴を提供している。陪審員による審理は存在しない。被告人は出廷及び法定代理人と相談する権利を有するが、裁判所は主要な事案においてのみ貧困層のための法定代理人を任命しなければならない。被告人は通常、下級裁判所における法定代理人の費用を負うが、上訴裁判所においては弁護士を公費で提供することになっている。被告人は検察側の証人に対して対峙又は異議を唱えることができ、自身の証人及び証拠を提示することができる。被告人及び法定代理人は政府が保有する証拠を法律上利用することができる。判事の数に限られていることや膨大な未決事案、冗長な裁判手続き、度重なる休廷及び政治的圧力によって、訴訟は数年間継続することも多く、被告人は何度も出廷しなければならない³⁶」

³⁴ 米国国務省、「2016 年度人権の実情に関する国別報告書—パキスタン」、第 1e 節、2017 年 3 月 6 日、<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2016&dliid=265546>。2017 年 3 月 28 日閲覧。

³⁵ フリーダムハウス、「2017 年度世界における自由」、第 F 節 法の支配、2017 年 1 月 31 日、<https://freedomhouse.org/report/freedom-world/2017/pakistan>。2017 年 5 月 24 日閲覧。

³⁶ 米国国務省、「2016 年度人権の実情に関する国別報告書—パキスタン」、第 1e 節、2017 年 3 月 6 日、<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2016&dliid=265546>。2017 年 3 月 28 日閲覧。

8.3.2 DEAT は以下のように指摘している。

「パキスタンの司法制度では、迅速、公正又は透明性を持って事案を確定させることはまれであり、例えば 2015 年 1 月現在、パキスタン全土の裁判所で合わせて 170 万件以上の案件が未決のままである。これらの問題は一部には、有能な検事及び判事が存在しないことを反映している。また、とりわけ下級裁判所における司法の腐敗や、冒流行為やその他の事案における司法上の脅迫についての信頼できる報告もある。被害者又はその家族は反テロリズム法廷（ATC）において事案を申し立てようとする（例えば、ある殺人が共同体に対するテロ行為であると主張する）場合も多い。なぜなら、ATC はその他の裁判所に比べて迅速に事案を裁定することができ、より厳格な刑罰を下すことができるからである³⁷」

8.3.3 2016 年 9 月の国連経済社会理事会（ECOSOC）ジャスティス・プロジェクト・パキスタン及び世界拷問反対協会（World Organisation against Torture）による共同提言では、以下のように述べている。

「パキスタン政府は重罪の被告人に対して、国費で法定代理人を提供している。しかし、重罪事案において弁護人を務めることのできる資格・実績・経験について規定した最低基準が欠如しているため、国選弁護人はその大多数が若くて経験の浅い弁護人であり、重罪事案における知識をほとんど持たない者が多い。その上、国選弁護人は貧困層の被告人を受け持つことも多く、一旦審理が開始されると、その結果被告人の法定代理人は調査に関与することがほとんどなく、同様の審理に費やすことのできる十分な時間や人員を提供することもできない。さらに、これらの弁護人に提供される報酬は極めて不十分なものであり、そのため原告又は警察による影響を受けやすくなってしまふ。パキスタンでは無効な審理の結果としての再審又は是正措置を利用することができないという事実によって、問題はさらに悪化している。また、パキスタンの最高裁判所も同様に、無効な審理の結果によるものであったとしても、審理中に提示されなかった無罪を証明する可能性のある証拠を提示して、判決後に再審を行うための申し立てを機械的に棄却している³⁸」

8.3.4 軍事法廷における公正な裁判に関して、アムネスティ・インターナショナルは、2016 年 8 月に最高裁判所が軍事法廷からの事案に対して初めて判決を下し、16 の事案において陪審員による評決及び死刑判決を支持した、と指摘している。アムネスティ・インターナショナルは以下のように述べている。

「弁護人によれば、被告人は自ら選定した法定代理人を利用し、上訴を準備する上で軍事法廷の記録を利用することを却下されたという。複数の被告人が強制的な失踪や拷問、その他の虐待を受けたとされ、少なくとも 2 人は逮捕時に 18 歳未満であったと報じられている³⁹」

³⁷ オーストラリア政府、外務貿易省、「DEAT 出身国情報報告書—パキスタン」、第 5.12 項、2016 年 1 月 15 日、請求による利用、2017 年 3 月 28 日閲覧。

³⁸ 世界拷問反対協会、「パキスタンにおける死刑及び拷問の経済・社会・文化的理由」、4 ページ、2016 年 9 月、<http://www.refworld.org/docid/57e1399f4.html>、2017 年 6 月 20 日閲覧。

³⁹ アムネスティ・インターナショナル、「2016～17 年度年次報告書—パキスタン（軍事法廷）」、2017 年 2 月 22 日、<https://www.amnesty.org/en/countries/asia-and-the-pacific/pakistan/report-pakistan/>、2017 年 3 月 31 日閲覧。

- 8.3.5 英国外務英連邦省（FCO：Foreign and Commonwealth Office）は、軍事法廷が「透明性を欠き、第三者による精査を受けていないため、国際標準に準拠しているかどうかを評価することが難しくなっている」と報告している⁴⁰。
- 8.3.6 米国国務省の人権報告書は、「裁判所は宗教的少数派の権利を保護できていないことが多い。裁判所はシーア派やキリスト教徒、アフマディー教徒ならびにその他の宗教的少数派の人々に対して、冒流行為を禁止した法律を差別的に用いている。下級裁判所は冒流行為の事案において十分な証拠を必要としないことも多く、起訴され判決を受けた人々の中には、高等裁判所が結果的にその判決を覆して、釈放を命じるまでに数年間を刑務所で過ごす者もいる」と指摘している⁴¹。

8.4 少年法

- 8.4.1 2016 年 7 月 11 日に公表された第 5 次パキスタン定期報告書の総括所見において、国連子どもの権利委員会（CRC：Committee on the Rights of the Child）はパキスタンの少年法の状況が悪化していることを非難し、以下について深刻な懸念を示した。
- 「(a) 刑事責任能力の最低年齢が 10 歳であること。
 - (b) 死刑及び長期の懲役刑が司法によって子どもに言い渡されており、その大半がテロ関連の犯罪又はシャリア法の下でのフドゥード令違反によるものであること。
 - (c) 青少年裁判所を提供する 2000 年青少年司法制度令（Juvenile Justice System Ordinance of 2000）の不十分な実施、ならびにシャリア裁判所及び麻薬やテロ関連の犯罪に対する特別法廷においては、子どもが成人と同様に審理されているという事実。
 - (d) 出生証明書がない場合に被告人の年齢を調査するためのメカニズム及び義務の欠如、ならびにそれによって多くの子どもが成人と同様の審理を受け、死刑を言い渡されているという状況。
 - (e) 特にバロチスタン州及びハイバル・パフトゥンハー州においては成人と同様に子どもが拘留され、他の収監者や看守による子どもの虐待につながっていること。
 - (f) 非公式の司法制度（ジルガ及びパンチャーヤト）が継続して機能しており、法律上は禁止されているものの、名誉殺人及び婚礼金に関する事案について決定を下していること⁴²」

⁴⁰ 英国外務・英連邦省、「パキスタン—人権の優先についての国内状況報告書 2016 年 7 月～12 月」<https://www.gov.uk/government/publications/pakistan-human-rights-priority-country/human-rights-priority-country-update-report-july-to-december-2016>、2017 年 3 月 31 日閲覧。

⁴¹ 米国国務省、「2016 年度人権の実情に関する国別報告書—パキスタン」第 1e 節、2017 年 3 月 6 日、<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2016&dld=265546>、2017 年 3 月 28 日閲覧。

⁴² 国連子どもの権利委員会、「第 5 次パキスタン定期報告書における総括所見」第 79 項、2016 年 7 月 11 日、http://www.ecoi.net/file_upload/1930_1471508023_g1614898.pdf、2017 年 4 月 6 日閲覧。

8.4.2 国連拷問禁止委員会 (UN Committee against Torture) はパキスタンについての 2017 年度総括所見において、以下の懸念を示した。

犯罪時に未成年であったとされる個人の死刑執行は、国際法及び国内法の禁止規定に違反している。未成年が裁判における年齢決定に対して異議を唱える可能性があることに言及しつつも、同委員会は適正手続及び公正な裁判の基準に準拠した少年犯罪者の年齢を確定する十分なメカニズムが欠如しているとされていることに懸念を示した⁴³。

8.4.3 2016 年 9 月の国連経済社会理事会 (ECOSOC) ジャスティス・プロジェクト・パキスタン及び世界拷問反対協会 (World Organisation against Torture) による共同提言では、以下のように述べている。

「2000 年青少年司法制度令 (JJSO : Juvenile Justice System Ordinance of 2000) の下でのパキスタンの国内法は (中略) 青少年の犯罪者に対する死刑宣告及び執行を禁止している。しかし、実際には、2014 年 12 月の死刑に対する執行猶予の撤廃以降、パキスタンは判明しているだけでも 6 人の青少年犯罪者を、その未成年性を支持する信頼に足る証拠があるにもかかわらず処刑している。2015 年 4 月に「パキスタンの死刑囚における青少年」と題されたジャスティス・プロジェクト・パキスタンが公開した調査によって、パキスタンの死刑囚の 10% は有罪判決及び死刑判決を受けた罪を犯した時点で、18 歳未満であったことが明らかとなった。刑事司法制度は特に恵まれない環境にいる青少年犯罪者に対して差別的であり、そのため必要な法律上の保護が与えられていない」

「パキスタンの全人口のおよそ 46% は、年齢を示す公的登録証を持っておらず、バロチスタン州及び FATA においては 1% と非常に低い数字となっている。全人口の 32% のみが出生証明書を所有しており、その数字は地方においてはずっと低くなっている。その結果、出生時に未登録であった青少年犯罪者は、審理や上訴の間に逮捕時の年齢を証明することができない状況に置かれている。年齢を証明する文書記録が存在しない場合、警察は逮捕時に被疑者の肉体的な外見の目視による評価に基づいて、恣意的に年齢を記録している。実際には、警察は JJSO の下での青少年保護の適用を避けるため、被疑者の年齢を成人と記録する傾向が強い」

「審理時に被告人によって未成年性の申し立てがなされた場合、裁判所はその立証責任を被告人に完全に負わせている。同国における出生登録の割合の低さを考えれば、そのような負担を払拭するのが難しいだけでなく、これは国際人権法の原理にも反している⁴⁴」

8.4.4 少年法についての詳細は、児童権利保護協会 (SPARC : Society for the Protection of the Rights of the Child) の報告書「[2015 年度パキスタンの子どもの状況—少年法](#)」を参照のこと。

⁴³ 国連拷問禁止委員会、「パキスタン初期報告書における総括所見」、第 40 項、2017 年 6 月 1 日、<http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=CAT/C/PAK/CO/1&Lang=E>。2017 年 6 月 19 日閲覧。

⁴⁴ 世界拷問反対協会、「パキスタンにおける死刑及び拷問の経済・社会・文化的原因」、7～8 ページ、2016 年 9 月、<http://www.refworld.org/docid/57e1399f4.html>。2017 年 6 月 20 日閲覧。

9. 警察及び治安部隊

9.1 概観

- 9.1.1 パキスタンの国家治安部隊の概観については、欧州庇護支援事務所（EASO）の「[出身国情報報告書—パキスタン国家概略](#)」を参照のこと⁴⁵。その要約において、米国国務省の人権報告書は以下のように述べている。

「警察は同国のほぼ全域において、国内の一次的な治安維持の責任を負っている。地方警察は州政府の管轄下にある。レンジャー部隊は内務省の管轄下にある準軍事組織で、シンド州及びパンジャブ州に支部隊を持つ。辺境警備隊（Frontier Corps）はバロチスタン州及び部族地域においてレンジャー部隊に相当するものであり、同警備隊は平時には内務省に、紛争時には軍に報告を行う。軍は対外的な治安維持を担当するが、国内の治安維持においても引き続き役割を担っている⁴⁶」

- 9.1.2 DFAT は「パキスタンの各州及び自治州は治安維持の直接の責任を負う。その結果、警察権力は州レベルで監督され、連邦政府はイスラマバードにおける警察及び準軍事部隊、ならびに FATA における FATA 軍（Levy）及びカサダール（Khasadar）に対する管轄権を保有している。パキスタンの警察にはおよそ 430,000 人の職員がいる」と報告している⁴⁷。エクスプレス・トリビューン（The Express Tribune）において言及されているとおり、カサダールとは部族の当局により任命された「部族警察」のことであり、一方 FATA 軍は「（中略）功績に基づいて政権により任命され、政府により武器弾薬を与えられている⁴⁸」

9.2 警察の有効性

- 9.2.1 アジア・ソサエティーのパキスタン警察改革に関する独立委員会が編纂した 2012 年 7 月付の報告書に投稿された記事によれば、「パキスタンの警察は人員不足であり、訓練が行き届いておらず、報酬が低いために士気が低く、人権についての記録が乏しいため裁判所や社会から疑いの目で見られている。警察の大多数は腐敗し、非効率であり、専門性に乏しい。業務を支援する犯罪化学施設や現代的な設備も最低限しか存在しない⁴⁹」。アジア・ソサエティーのパキスタン警察改革に関する独立委員会の研究成果を要約する上で、同報告書は以下のように指摘している。

⁴⁵ 欧州庇護支援事務所、「EASO 出身国情報報告書—パキスタン国家概略」、第 1.4.4 節、2015 年 8 月、https://coi.easo.europa.eu/administration/easo/PLib/EASO_COI_Report_Pakistan-Country-Overview_Aug_2015.pdf、2017 年 3 月 27 日閲覧。

⁴⁶ 米国国務省、「2016 年度人権の実情に関する国別報告書—パキスタン」、第 1d 節、2017 年 3 月 6 日、<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2016&dliid=265546>、2017 年 3 月 28 日閲覧。

⁴⁷ オーストラリア政府、外務貿易省、「DFAT 出身国情報報告書—パキスタン」、第 5.5 項、2016 年 1 月 15 日、請求による利用、2017 年 3 月 28 日閲覧。

⁴⁸ エクスプレス・トリビューン、「FATA 軍とは何か」、2012 年 12 月 31 日、<https://tribune.com.pk/story/486847/what-is-the-levies-force/>、2017 年 4 月 6 日閲覧。

⁴⁹ アジア・ソサエティーのパキスタン警察改革に関する独立委員会、「警察改革を通じたパキスタンの安定化」(Hameed, Z., 反テロリズム法)、49 ページ、2012 年 7 月、http://asiasociety.org/files/pdf/as_pakistan_police_reform.pdf、2017 年 3 月 30 日閲覧。

「パキスタンの警察制度は、設備や技術、人員、訓練、情報収集能力を含む多くの領域において深刻な不足に悩まされている。さらに、これらの問題に対処する上で必要な政治的な意思も概して欠如している。国民が持つイメージの悪さに加えて、警察幹部も一般の警官も奉仕すべき国民に対する説明責任の感覚が欠如している。その上、制度そのものが良い業績に対して報酬を与える構造になっておらず、専門性の向上についての実績に基づく機会も少なく、また低賃金が常態化しており、支援や人員の不足によって多くの善意のある職員が生き残るために権力を乱用せざるを得なくなっている⁵⁰」

9.2.2 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW：Human Rights Watch）は2016年9月に公表されたパキスタンにおける警察の虐待及びその改革に関する報告書において、不十分な人的資源及び財政的資源や、インフラの欠如、刑事司法制度における問題、内外からの干渉及び影響といった制約が警察を阻害していると述べ、これらを改善する真剣な改革が実施されていないと付け加えた⁵¹。米国国務省の人権報告書によれば、「警察の有効性は地域によって異なり、十分なものから非効果的なものまでである⁵²」という。

9.2.3 HRWは、「各州及び各地域の上級及び下級の幹部職員は、司法制度によって警察を改革する必要があると認めている。彼らは複数の職員は被疑者の管理上の拷問や超法規的処刑を正当化するための司法手続きの遅延や迅速な有罪認定が確保できないことに対して、フラストレーションを感じている⁵³」と指摘している。

（「[政府の治安部隊による人権侵害](#)」を参照のこと）

9.2.4 DEATは、「パキスタンの個々の警察の有効性については様々に異なっているが、治安を維持する能力は概して人員の欠如、不十分な訓練、不十分かつ時代遅れの設備、上級職員や政治家、司法による操作によって制限されている。警察の腐敗についての一般的な認識によって、国民の同国の警察に対する信頼を損ねている」と指摘している。また、DEATは「パキスタンでは、国家による保護は人員不足や個人的な手段、場合によっては政治的な意思の欠如によって制限されている⁵⁴」と評価している。

⁵⁰ アジア・ソサエティーのパキスタン警察改革に関する独立委員会、「警察改革を通じたパキスタンの安定化」(Abbas, H., 要約及び調査結果、12ページ)、2012年7月、http://asiasociety.org/files/pdf/as_pakistan_police_reform.pdf。2017年3月30日閲覧。

⁵¹ ヒューマン・ライツ・ウォッチ、「『不正なシステム』パキスタンにおける警察の虐待及び改革」、5ページ、2016年9月、https://www.hrw.org/sites/default/files/report_pdf/pakistan0916_web.pdf。2017年3月30日閲覧。

⁵² 米国国務省、「2016年度人権の実情に関する国別報告書—パキスタン」、第1d節、2017年3月6日、<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2016&dliid=265546>。2017年3月28日閲覧。

⁵³ ヒューマン・ライツ・ウォッチ、「『不正なシステム』パキスタンにおける警察の虐待及び改革」、70ページ、2016年9月、https://www.hrw.org/sites/default/files/report_pdf/pakistan0916_web.pdf。2017年3月30日閲覧。

⁵⁴ オーストラリア政府、外務貿易省、「DEAT 出身国情報報告書—パキスタン」、第5.1項及び第5.7項、2016年1月15日、請求による利用、2017年3月28日閲覧。

9.2.5 また、HRW の報告書では以下のように述べている。

「政府の説明責任及び救済機関の公開調査及び報告書によれば、警察はパキスタンで最も広く恐れられ、不満を持たれている信頼度の最も低い政府機関であり、説明責任についての明確な制度もなく、高官レベルでも腐敗が蔓延している。地域レベルの警察は有力な政治家や裕福な地主、その他社会に影響力のある人物の管理下に置かれることも多い。警察による被疑者の超法規的処刑や自白を得るための被拘留者への拷問、刑事事件を告訴しようとする個人、特に治安部隊の隊員への嫌がらせや恐喝についての事案が数多く報告されている⁵⁵」(「汚職」を参照のこと)

9.2.6 米国国務省の人権報告書では以下のように述べている。

「本年度(2016年度)、政府は国内の治安維持を支援するため、軍を利用しつづけてきた。レンジャー部隊や辺境警察隊(FC: Frontier Constabulary)を含む準軍事組織が、イスラマバードの複数の地域における治安維持を提供し、カラチでは積極的な活動を継続してきた。(2016年の)3月27日に起きたラホールのガルシャン・イ・イクバル(Gulshan-e-Iqbal)公園で75人が死亡した自爆テロののち、軍が南パンジャブにおいて限定的な反テロ攻撃を行い、その結果、軍の作戦の大半は同地域の犯罪集団に特化していたものの、200人以上の過激派が逮捕された⁵⁶」

9.2.7 また、軍による作戦についての報告において、DFAT は以下のように指摘している。

「パキスタン軍及び準軍事組織は FATA 及びハイバル・パフトゥンハー州の辺境において、同地域における政府の実効支配を強化するため、定期的に対暴動作戦を実施している。国際危機グループ(ICG: International Crisis Group)によれば、2014年12月の国家アクションプラン(NAP)の開始から2015年5月までの間に、テロ関連の容疑で49,000人が逮捕されたという。しかし、逮捕者の数が比較的多いにもかかわらず、政治的動機や宗派抗争の暴力についての起訴が成功した例はまれである。これは、警察の取り調べが効果的でないためであり、判事や証人保護プログラムで保護されていない証人への脅迫によって効果が薄れていることによるものである。また、ICG は NAP の下での逮捕者のうち、少数のみが過激派に所属していた、と述べている。NAP は刑事司法制度に対する法律上及び憲法上の修正を提案しているが、明確な優先事項やスケジュール、人員は存在しない⁵⁷」

⁵⁵ ヒューマン・ライツ・ウォッチ、『『不正なシステム』パキスタンにおける警察の虐待及び改革』、1ページ、https://www.hrw.org/sites/default/files/report_pdf/pakistan0916_web.pdf。2017年3月30日閲覧。

⁵⁶ 米国国務省、「2016年度人権の実情に関する国別報告書—パキスタン」、第1d節、2017年3月6日、<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2016&dliid=265546>。2017年3月28日閲覧。

⁵⁷ オーストラリア政府、外務貿易省、「DFAT 出身国情報報告書—パキスタン」、第5.2項、2016年1月15日、請求による利用、2017年3月28日閲覧。

- 9.2.8 国際危機グループ（ICG）が 2017 年 2 月の報告書において報告したとおり、カラチにおける犯罪率の上昇を食い止めるため、2013 年 9 月にシンド州の連邦政府の強い要請により、準軍事組織であるレンジャー部隊が街に召集され、身代金及び恐喝目的の標的殺人や誘拐のテロを抑制しようとした。レンジャー部隊の権限は繰り返し延長され、最も近いものは 2017 年 1 月である。ICG は「レンジャー部隊はほとんど制約なしに容疑者を起訴せずに 90 日間拘束したり、テロの容疑者を射殺したりする権限を与えられている」と報告している。標的殺人や恐喝といった組織犯罪の中には減少したと報告されているものもあるが、路上犯罪や集団レイプ、誘拐などはこれまでの高い犯罪率を保っているか、又は増加している。しかし、レンジャー部隊は超法規的処刑や拷問、強制的な失踪といった人権侵害を非難されてきた⁵⁸。
- 9.2.9 パキスタンにおける学生や教師、学校に対する攻撃に関する 2017 年 3 月の HRW 報告書は、以下のように指摘している。
- 「数百件もの教師や学生、教育機関への攻撃が起きているにもかかわらず、パキスタン政府はほとんどの事件で犯人を起訴することに成功していない。この失態は 2015 年 6 月に、マララ・ユスフザイ（女子生徒が教育を受ける権利を擁護した学生）氏に対する攻撃（2012 年）で逮捕・起訴された 10 人中 8 人が、全員が裁判においてその役割を自白したにもかかわらず、釈放されたときに浮き彫りとなった。十分な捜査を行い、関与した者を起訴することなく、パキスタン政府は陸軍パブリックスクールに対する攻撃後、非公開の軍事法廷を開いた。それ以降、数々の有罪判決や死刑判決が下されたが、裁判が秘密裏に行われたため、被害者家族は実際の犯人が罰せられたのかどうかわからなかった⁵⁹」
- 9.2.10 国連拷問禁止委員会は 2017 年度のパキスタンに関する総括所見において、以下のように懸念を示した。
- 「国家当局に対する暴力行為や、特に冒涇行為で訴えられたシーア派やキリスト教徒、アフマディー教徒の共同体や個人といった弱い個人を非国家主体による暴力から保護するための、国家当局による取り組みが不十分であることが報告されている。当委員会は、冒涇行為により非難され、暴徒によって殺害されたマシャル・カーン（Mashal Khan）氏の最近の事案に対する国家当局の行動について、特に懸念を抱いている。また、当委員会は、国家当局がハッカーニ・ネットワーク（Haqqani Network）やラシュカレ・タイバ（Lashkar-e-Tayyaba）を含むグループによる身代金目的の誘拐を含む活動について迅速に調査報告し、犯人を起訴してこなかったという報告についても懸念を抱いている⁶⁰」

⁵⁸ 国際危機グループ、「パキスタン：カラチにおける暴動の助長」、ii、11～12 ページ、2017 年 2 月 15 日、<https://d2071andvip0wj.cloudfront.net/284-pakistan-stoking-the-fire-in-karachi.pdf>、2017 年 3 月 31 日閲覧。

⁵⁹ ヒューマン・ライツ・ウォッチ、「悪夢に変貌した夢—パキスタンにおける学生、教師及び学校への攻撃」、7 ページ、2017 年 3 月 27 日、http://www.ecoi.net/file_upload/1226_1490785948_pakistan0317-web-0.pdf、2017 年 4 月 11 日閲覧。

⁶⁰ 国連拷問禁止委員会、「パキスタン初期報告書における総括所見」、第 36 節、2017 年 6 月 1 日、<http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=CAT/C/PAK/CO/1&Lang=E>、2017 年 6 月 19 日閲覧。

「政府の治安部隊による人権侵害」及び「司法及び法の支配」についても参照のこと。

9.3 救済措置

- 9.3.1 カナダ難民・移民局（IRB）の調査局（Research Directorate）は、パキスタンにおける警察の苦情処理機構についての詳細を提供している。その詳細には以下を含む。国家反汚職局（NAB：National Anti-corruption Bureau）、国民公安委員会、警察部局苦情処理機構（Police Department Complaints Mechanisms）、司法制度、オンブズマン制度、市民警察協議会（CPLC：Citizen Police Liaison Committees）⁶¹。
- 9.3.2 ヒューマン・ライツ・ウォッチは2016年9月の報告書において、以下のように述べている。
「パキスタンの警察は、おおむね国家の中で最も虐待が激しく腐敗した、無責任な機関であるとみなされている。苦情に対する説明責任や救済の効果的な制度が、警察を抑圧的な機関から生命及び財産を公平に保護するサービスへと変革するには不可欠である。重大な虐待に関わる警察はほとんどの場合、処罰されることがない。（中略）刑事免責を促す警察の慣習や警察によってもたらされた機構上の制約に加えて、刑事手続法（1898年）や治安維持条例（1960年）といったイギリスの植民地支配時代に遡る特定の法律の規定、及び最近制定されたパキスタン保護法（2014年）などの規定が全て、警察を説明責任から守る法的枠組みとなっている。パキスタン政府がこういった法律を利用する傾向は、同国がさらに宗派抗争や軍事衝突、民族紛争に巻き込まれるようになったために増えている⁶²」
- 9.3.3 2016年9月、国連人権理事会の強制的又は非自発的な失踪に関する作業部会は、「親族や失踪者に対する社会的・医学的支援を含む、十分かつ迅速な補償のための総合的な制度が確立されておらず、遺族年金は失踪した人物が国家公務員である場合にのみ与えられているという状態を遺憾に思う」との懸念を示した⁶³。

⁶¹ カナダ難民・移民局、「パキスタン：警察の腐敗、有効性を含む警察に対する苦情の受理を担当する当局、警察に対する苦情の届出手続き（2012～2016年1月）」、2016年1月14日、PAK105368.E、<http://www.refworld.org/docid/56af1a9f4.html>、2017年3月30日閲覧。

⁶² ヒューマン・ライツ・ウォッチ、「『不正なシステム』パキスタンにおける警察の虐待及び改革」、5～6ページ、2016年9月、https://www.hrw.org/sites/default/files/report_pdf/pakistan0916_web.pdf、2017年5月29日閲覧。

⁶³ 国連人権理事会、「強制的又は非自発的な失踪に関する作業部会報告書『補遺：作業部会による勧告に対する追加報告書：コンゴ及びパキスタンに対する課題』」、第36節、2016年9月13日、A/HRC/33/51/Add.7、<http://www.refworld.org/docid/57e14c7f4.html>、2017年6月19日閲覧。

9.3.4 2016 年 9 月の国連経済社会理事会（ECOSOC）に対する提案において、ジャスティス・プロジェクト・パキスタン及び世界拷問反対協会は以下のように述べている。

「警察による拷問を違法とする法的枠組みが存在せず、拷問の容疑について独立して調査する機構が確立されていないため、パキスタンの警察は拷問について事実上の刑事免責を受けている。パキスタンにおいて警察の拷問に耐えた者が利用できる現行法上の補償は、拷問の容疑で警察に対してその同僚に苦情を申し立てることである。警察官が初期供述調書（First Information Report）を登録するために、賄賂を求めることはより一般的に行われている。そのため、拷問についての苦情が犯人の訴追や刑罰にまで至るのがまれなことは不思議ではない。束縛されない権力を持つ代わりに、警察は社会経済的に恵まれない人々に対して、拷問を行うことが非常に多い。社会における立場の弱さの結果、拷問に耐えたこれらの人々は報復行為を遂行することが非常に少ない。ジャスティス・プロジェクト・パキスタン（JPP）及びアラン・K・ローウェンスタイン国際人権クリニックが共同で実施した調査によれば、2006 年から 2012 年の間にファイサラバード市の地域医学常任委員会（DSMB：District Standing Medical Board）が作成した 1,867 件の法医学的診断書（MLC）のうち、警察による虐待が確認された事案は 1,424 件あったという⁶⁴」

9.3.5 国連拷問禁止委員会は 2017 年のパキスタンに関する総括所見において、以下のように述べている。

「政府が医学的・心理学的支援を提供する新たなリハビリテーションセンターを創設しようと試みていることは歓迎するが、当委員会は拷問の被害者の多くが救済や補償を利用できていないという報告について懸念を抱いている。また、公務員による拷問や虐待行為の被害者が補償やその他の救済措置を得られた場合について、国家当局が提供する情報が不足しているということに懸念を抱いている⁶⁵」

9.3.6 同委員会は以下のように遺憾の意を示している。

「警察官は公務員の不法行為を申し立てる初期供述調書を登録しようとしている人々を恐喝したり、対応が鈍かったりすることが頻繁にあると報告されている。同僚が行った拷問の申し立てを調査することに対して職員が告発されたり、警察官に対する刑事訴訟が効果的に実施されるよう確保できるほど連邦調査局（Federal Investigation Agency）が十分に独立していなかったり、国家当局の立法によって検討された監督機関が実際には機能しない、又は効果的でなかったり、医師が多くの事案で拷問の証拠を記録しているにもかかわらず、当局がその情報をもとに措置を講じることに難色を示したりしている⁶⁶」

⁶⁴ 世界拷問反対協会、「パキスタンにおける死刑及び拷問の経済・社会・文化的理由」、2 ページ、2016 年 9 月、<http://www.refworld.org/docid/57e1399f4.html>。2017 年 6 月 20 日閲覧。

⁶⁵ 国連拷問禁止委員会、「パキスタン初期報告書における総括所見」、第 42 項、2017 年 6 月 1 日、<http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=CAT/C/PAK/CO/1&Lang=E>。2017 年 6 月 19 日閲覧。

⁶⁶ 国連拷問禁止委員会、「パキスタン初期報告書における総括所見」、第 8 項、2017 年 6 月 1 日、<http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=CAT/C/PAK/CO/1&Lang=E>。2017 年 6 月 19 日閲覧。

[「拷問及び虐待」](#)を参照のこと。

- 9.3.7 また、同委員会は「国家当局による報告書には、国連憲章の下で拷問に至った行為について公務員の訴追及び有罪判決について求めたデータや、特に重大な捜査の進展についての情報、国家当局内の拘置所の数、収容人数、稼働率についてのデータ、ならびに拷問や虐待の事案において提供された補償を含む救済措置についてのデータが含まれておらず、国家当局の代表団も提供できなかった」として深い遺憾の意を示した⁶⁷。

10. 逮捕及び拘留—法律上の権利

10.1 逮捕権限

- 10.1.1 警察の虐待及び改革に関する HRW の報告書によれば、パキスタンの刑事手続法は「パキスタンの警察が逮捕・勾留の広範囲にわたる権限を持つこと」を認めているという。同報告書は以下のように指摘している。

「警察はある種の刑事事件に関与した『合理的な疑い』がある人物又は『関与した』人物、あるいはそのような関与の『合理的な申し立て』又は『信頼に足る情報』が存在する人物を令状がなくても逮捕できる権限を持っている。これには、『盗難された財産という合理的な疑いがある』ものを所有している個人の場合も含まれる。さらに、警察はある種の罪を犯そうと『企図している』とわかっている、又はその疑いのある人物を令状がなくても逮捕できる⁶⁸」

10.2 初期供述調書（FIR）

- 10.2.1 米国国務省の人権報告書によれば、「初期供述調書（FIR）は、警察が『裁判権内にある』犯罪の実行についての情報を得たときに着手する逮捕の法的根拠である⁶⁹」。裁判権内にある犯罪とは、令状がなくても警察がある人物を逮捕できる犯罪と定義されている⁷⁰。米国国務省の人権報告書は続いて以下のように述べている。

「第三者が通常 FIR に着手するが、警察は自身の主導により、FIR を提出することができる。FIR は警察が 24 時間被疑者を拘留することを認めており、警察がその拘留を取り調べの証拠を得るために必要であると示した場合、治安判事（magistrate）はその後さらに 14 日間延長する旨の命令を下すことができる。当局の中には拘留に制限を設けていないものもあった。当局は、被拘留者に嫌がらせをしたり脅迫したりするために、犯罪を支持する証拠がなくても FIR を提出することができ、あるいは申立人が賄賂を提示しない限り十分な証拠が提供されない場合には、FIR を提出しない場合もあるという。司法による許可がないまま逮捕された人物がいるという報告もあった⁷¹」

⁶⁷ 国連拷問禁止委員会、「パキスタン初期報告書における総括所見」、第 44 項、2017 年 6 月 1 日、<http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=CAT/C/PAK/CO/1&Lang=E>、2017 年 6 月 19 日閲覧。

⁶⁸ ヒューマン・ライツ・ウォッチ、「『不正なシステム』パキスタンにおける警察の虐待及び改革」、32 ページ、2016 年 9 月、https://www.hrw.org/sites/default/files/report_pdf/pakistan0916_web.pdf、017 年 3 月 30 日閲覧。

⁶⁹ 米国国務省、「2016 年度人権の実情に関する国別報告書—パキスタン」、第 1d 節、2017 年 3 月 6 日、<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2016&dldid=265546>、2017 年 3 月 28 日閲覧。

⁷⁰ 1898 年パキスタン刑事手続法 1997 年第 2 修正、第 1 部、第 4(f)部、<https://www.oecd.org/site/adboecdanti-corruptioninitiative/39849781.pdf>、2017 年 3 月 31 日閲覧。

⁷¹ 米国国務省、「2016 年度人権の実情に関する国別報告書—パキスタン」、第 1d 節、2017 年 3 月 6 日、<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2016&dldid=265546>、2017 年 3 月 28 日閲覧。

- 10.2.2 DFAT は、特に複雑な事案の場合、実際には捜査は必要とされる 14 日間よりも長くなる場合も多いと述べている。また、DFAT は「パキスタンの各州及び自治州は独立した訴追機能を持っているが、警察が取り調べの権限を独占しており、その結果、個々の事案の結果について大きな影響を与えている」と付け加えている⁷²。
- 10.2.3 2016 年 9 月のヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）の報告書は、以下のように述べている。
「本報告書において聴取した複数の人々、特に社会の傍流の社会経済的グループの構成員は、ある活動家が「警察と取引するための経済的コスト」と述べた収賄の暗示のために、又は嫌がらせや脅迫行為を恐れて、警察に初期供述調書（FIR）を提出できないことについて懸念を示した。政治的又は経済的な影響力を持たない人々が FIR を提出することは困難であり、より影響力のある人物を犯罪に巻き込もうとしている場合は特に困難である。ある警察幹部が述べたように、FIR は「支配階級による社会的弱者や非力な者に対する抑圧の手段」として使われることも多い。（中略）」
「提出された事案の取り調べは、特に女性や少数派、貧困層を含む社会的弱者にとってはもう一つの懸念である。人権団体は、事案の提出及びその後の取り調べは性犯罪の女性被害者にとってはとりわけ困難なものである、と指摘している。こういった事案は、警察や司法機関といった国家機関、ならびに社会全体の女性蔑視や偏見のためにほとんど報告されないままである。多くの場合、性暴力を受けた女性は『被害者』と見なされないが、その代わりに性暴力を招いたとして非難される⁷³」
「パキスタンの国別情報及び情報ノート：性差に基づく危害・暴力を受けている女性」についても参照のこと。
- 10.2.4 さらに HRW の報告書は、実際には警察は通常、FIR を正式に提出するのではなく、ロズナンチャ（roznamcha、警察署の日常業務を記録する日誌）において申し立てを記録する、と指摘している。HRW は以下のように述べている。

⁷² オーストラリア政府、外務貿易省、「DFAT 出身国情報報告書—パキスタン」、第 5.5 項、2016 年 1 月 15 日、請求による利用、2017 年 3 月 28 日閲覧。

⁷³ ヒューマン・ライツ・ウォッチ、「『不正なシステム』パキスタンにおける警察の虐待及び改革」、2～3 ページ、2016 年 9 月、https://www.hrw.org/sites/default/files/report_pdf/pakistan0916_web.pdf、2017 年 3 月 30 日閲覧。

「人権活動家らは、社会の傍流のグループ（例：女性、宗教的少数派）の人々が行った申し立てを警察が記録することはほとんどなく、犯罪が影響力のある人物によって行われたと主張する人々の場合も同様である。多くの場合、犯人が影響力のある市民とつながりがある場合、FIR は最終的には記録されるが、『不明な人物』に対してであり、犯人は取り調べを逃れることができる」

「FIR を記録しないことで、警察は事案を取り調べる法的義務を回避することができる。職員は、法律によれば、一旦 FIR がそうしない理由を文書で提示しない限り記録されると警察は申し立てを取り調べなければならない、と説明する。さらに、FIR の記録を取り消すことは「非常に困難であり、最終的には完全に裁判所の裁量による」⁷⁴」

警察が発行した FIR の偽造についての情報の「[偽造文書](#)」についても参照のこと。

10.3 保釈

10.3.1 米国国務省の人権報告書は以下のように述べている。

「機能的な保釈制度が存在する。しかし、人権団体は判事の中には確立された手続きにのっとるのではなく、事案の特定の状況に基づいて保釈を実施する。判事は警察又は共同体、及び被害者の要請に応じて、又は賄賂を受け取った時点で保釈を却下することも多い。NGO は、被告人が死刑を受けると、逃亡又は国民の自警行為によって危険にさらされていることを前提に、当局が冒涇行為の事案では保釈を却下することが多い、と報告している。保釈は 2015 年の憲法修正によって設立された反テロリズム法廷又は軍事法廷においては適用することができない⁷⁵。

11. 政府の治安部隊による人権侵害

11.1 恣意的な逮捕及び拘留

11.1.1 HRW は「NGO との討論及び多くの元被拘留者による説明によれば、警察はその権力を日常的に乱用し、人々を恣意的に逮捕・拘留している⁷⁶」。米国国務省の人権報告書は「警察が恣意的に個人を拘留し、釈放に対して賄賂をほのめかしたり、指名手配犯の親族を拘留したりする職員が多く、又は指名手配された個人の親族が被疑者に対して投降せざるを得なくする、という報告がある」と述べている⁷⁷。

⁷⁴ ヒューマン・ライツ・ウォッチ、『『不正なシステム』パキスタンにおける警察の虐待及び改革』、21 ページ、2016 年 9 月、https://www.hrw.org/sites/default/files/report_pdf/pakistan0916_web.pdf。2017 年 3 月 30 日閲覧。

⁷⁵ 米国国務省、「2016 年度人権の実情に関する国別報告書—パキスタン」、第 1d 節、2017 年 3 月 6 日、<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2016&dliid=265546>。2017 年 3 月 28 日閲覧。

⁷⁶ ヒューマン・ライツ・ウォッチ、『『不正なシステム』パキスタンにおける警察の虐待及び改革』、32 ページ、2016 年 9 月、https://www.hrw.org/sites/default/files/report_pdf/pakistan0916_web.pdf。2017 年 3 月 30 日閲覧。

⁷⁷ 米国国務省、「2016 年度人権の実情に関する国別報告書—パキスタン」、第 1d 節、2017 年 3 月 6 日、<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2016&dliid=265546>。2017 年 3 月 28 日閲覧。

アムネスティ・インターナショナルは、パキスタン軍の支配下にあるレンジャー部隊が、恣意的な逮捕を行っていると報告している⁷⁸。

11.1.2 DEAT の報告書は以下のように述べている。

「2014 年 7 月、パキスタン議会は 2014 年パキスタン保護法（Protection of Pakistan Act 2014）を制定した。この反テロ法案には最高裁判所又は高等裁判所にまで拡大されないものの、告訴せずに被拘留者を最大 60 日間拘留し、治安維持の観点から被拘留者の移動を留保する権限が含まれている。同法の下では、治安部隊は特定の犯罪の実行を防ぐために、実力を行使することができる。また規定では、同法において告訴された人々に対して無罪を証明する義務を課しており、刑事訴訟における一般的な無罪推定を覆している⁷⁹」

11.1.3 HRW は 2016 年 9 月の報告書において、以下のように述べている。

「パキスタン警察はまた、影響力のある社会的エリート層（富裕層、政治家、領主、官僚及び軍幹部）の命を受けて、脅迫又は刑罰の形で反対勢力と目される人々に対して虚偽の告訴を行うため、訴訟の登録、逮捕及び拘留について拡大された権限を行使することもできる。多くの人が恣意的に逮捕されている。（中略）複数の家族が、警察は彼らが警察の虐待を申し立て続ける場合は、彼らに対して虚偽の告訴を行うと脅迫していると述べている⁸⁰」

11.1.4 2016 年 9 月、国連人権理事会の強制的又は非自発的な失踪に関する作業部会は、「当作業部会は、家族や弁護士と面会できない非公式の拘置所に拘留されている人々が存在するという情報について懸念を抱いている」と述べた⁸¹。

11.1.5 2017 年、国連拷問禁止委員会はその総括所見において、以下のように述べている。

「国家当局による立法は弁護士に対する迅速な接見や家族との面会といった法的な防護策ならびに逮捕者は全て 24 時間の拘留時間内に治安判事に接見しなければならないという要件を保障しているが、当委員会はこれらの防護策が実際には提供されていないという報告に対して懸念を抱いている。さらに、当委員会は自由が奪われた時点で迅速に独立の健康診断を要求及び受ける権利が十分に実施されておらず、全ての被拘留者がただちに被拘留者の家族が利用可能な正確な総合中央拘置所の登録簿に登録されるわけではない、ということに懸念を抱いている⁸²」

⁷⁸ アムネスティ・インターナショナル、「2016～17 年度年次報告書—パキスタン（警察及び治安部隊）」、2017 年 2 月 22 日、<https://www.amnesty.org/en/countries/asia-and-the-pacific/pakistan/report-pakistan/>、2017 年 3 月 31 日閲覧。

⁷⁹ オーストラリア政府、外務貿易省、「DEAT 出身国情報報告書—パキスタン」、第 4.15 項、2016 年 1 月 15 日、請求による利用、2017 年 3 月 28 日閲覧。

⁸⁰ ヒューマン・ライツ・ウォッチ、「『不正なシステム』パキスタンにおける警察の虐待及び改革」、3 ページ、2016 年 9 月、https://www.hrw.org/sites/default/files/report_pdf/pakistan0916_web.pdf、2017 年 3 月 30 日閲覧。

⁸¹ 国連人権理事会、「強制的又は非自発的な失踪に関する作業部会報告書『補遺：作業部会による勧告に対する追加報告書：コンゴ及びパキスタンに対する課題』」、第 27 節、2016 年 9 月 13 日、A/HRC/33/51/Add.7、<http://www.refworld.org/docid/57e14c7f4.html>、2017 年 6 月 19 日閲覧。

⁸² 国連拷問禁止委員会、「パキスタン初期報告書における総括所見」、第 16 項、2017 年 6 月 1 日、<http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=CAT/C/PAK/CO/1&Lang=E>、2017 年 6 月 19 日閲覧。

11.2 拷問及び虐待

11.2.1 米国国務省の 2016 年度人権報告書は以下のように述べている。

「憲法では拷問やその他の残虐かつ非人道的な虐待を禁止しているが、刑事法には拷問についての特定の章は存在しない。『傷害』を構成する行為を禁止してはいるが、拷問によって犯人を罰することについては言及していない。特に拷問を禁止する法的な規定は存在しない。諜報部門を含む治安部隊が、拘留中の個人を拷問・虐待したという報告もある⁸³」

11.2.2 ラホールでの強盗の容疑で逮捕された 2 人のキリスト教徒の男性が警察によって虐待されたことを報告する上で、ザ・ネイション紙は 2016 年 5 月に「取り調べの間、警察は犯人に対し現金や情報を強要する様々な拷問を使用している（原文ママ）。（中略）警察署内の情報源によって、市警察局長の司令部、捜査部、ならびに中央情報局が、ラホールの 77 の警察署の管轄権内で 100 人以上の秘密の拷問房を設置したと暴露された」と述べた。報告書によれば、「残虐行為に関与したことが判明した警察官は、数週間の謹慎を受けたのみである。大半は別の警察署に異動となったが、同僚の役職に就いている⁸⁴」

11.2.3 米国国務省は、パキスタン人権委員会（HRCP：Human Rights Commission of Pakistan）について、以下のように報告している。

「（中略）警察は（2016 年）11 月の時点で 124 件以上のいわゆる『警察の越権』と呼ばれる行為を行っており、その件数は 2015 年には 178 件以上であった。複数の情報源が、拷問は死亡や重傷に至ることも多く、ほとんど報告されないことが多い、と報告している。人権擁護及び囚人支援に関する団体（SHARP：Society for Human Rights and Prisoners' Aid）及びその他の人権団体が説明した行為には、棒や鞭による打撃、たばこによるやけど、足の裏への折檻、長期間にわたる隔離、電気ショック、食事・睡眠を与えないこと、逆さ吊り、足枷によって強制的に足を開かせることなどが含まれている⁸⁵」

⁸³ 米国国務省、「2016 年度人権の実情に関する国別報告書—パキスタン」、第 1c 節、2017 年 3 月 6 日、<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2016&dliid=265546>. 2017 年 3 月 28 日閲覧。

⁸⁴ ザ・ネイション紙、「警察による残虐な拷問方法の利用規模が依然として衰えていない」、2016 年 5 月 9 日。<http://nation.com.pk/featured/09-May-2016/police-use-of-brutal-torture-methods-continues-unabated>. 2017 年 4 月 10 日閲覧。

⁸⁵ 米国国務省、「2016 年度人権の実情に関する国別報告書—パキスタン」、第 1c 節、2017 年 3 月 6 日、<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2016&dliid=265546>. 2017 年 3 月 28 日閲覧。

11.2.4 HRW は警察の虐待に関する報告書において、警察による拘留中の人々に対する拷問及び虐待は頻繁に発生しており、特に犯罪の取り調べのときに顕著であると述べている。報告書は以下のよう

に述べている。
「ヒューマン・ライツ・ウォッチの聴取に応えた複数の警察官が、自白を得るために必要なテクニックであるとして、物理的権力の行使を正当化しようとした。ある警察署の職員は以下のよう

に述べている。
『我々は様々なテクニックを持っている。数日間眠らせなかったり、打撃したり、リッター（打撃に広く用いられる革製の紐）を使ったりする。これらのテクニックは状況によって異なる。その人物が常習犯でなければ、厳しい口調で話したり、何発か引っぱたいたりすることで真実を話しはじめるだろう。しかし、常習犯ならば、他の方法に頼らなければならない』（中略）」

「幹部もまた、警察は取り調べ及び法医学的分析について高度な技術を訓練されていないので、物理的権力が用いられることが多い⁸⁶」

11.2.5 「警察による拷問を受けたり、精神疾患があったり、テロによる戦争の被害者であったりする死刑囚に対して無料の法律相談や調査サービスを提供しているパキスタン・ラホールの非営利人権派法律事務所」であるジャスティス・プロジェクト・パキスタン（JPP）は、パキスタンが国際法による拷問の定義を行っていないことを指摘した。JPP は 2016 年 11 月の報告書において以下のように述べている。

「警察やその他の取締機関による拷問は、パキスタンで横行しており、浸透している。日々の業務の一環として考えられているだけでなく、犯人は社会文化的な受容や手続き上の抜け穴、監督不行き届き、パキスタンによる拷問条件の定義の無視などが混然一体となって、制度的な刑事免責を受けている。（中略）警察の拘留時における拷問は、2000～2010 年の間にパキスタンで 10,000 件以上報告されている。ただし、拷問は意図的に報告されなかったり、告訴されなかったりするため、実際の数字はもっと多いということに注意しておかなければならない⁸⁷」

11.2.6 同じ報告書の中で、「警察は被害者に対して様々な形の虐待を与えることが多い。その方法には以下を含む。激しい殴打、吊し上げ、引き裂き及び押し潰し、他人の虐待を見せること、独房への監禁、睡眠を奪うこと、文化的侮辱、性的暴行、光を奪うこと、極端な気温にさらすこと」と述べている⁸⁸。

⁸⁶ ヒューマン・ライツ・ウォッチ、「『不正なシステム』パキスタンにおける警察の虐待及び改革」、36 ページ、2016 年 9 月、https://www.hrw.org/sites/default/files/report_pdf/pakistan0916_web.pdf。2017 年 3 月 30 日閲覧。

⁸⁷ ジャスティス・プロジェクト・パキスタン、「JPP 拷問観察：パキスタンにおける拷問—入門編」、2016 年 11 月 8 日、<https://jpptorturewatch.wordpress.com/2016/11/08/torture-in-pakistan-a-primer/#more-282>。2017 年 4 月 10 日閲覧。

⁸⁸ ジャスティス・プロジェクト・パキスタン、「JPP 拷問観察：パキスタンにおける拷問—入門編」、2016 年 11 月 8 日、<https://jpptorturewatch.wordpress.com/2016/11/08/torture-in-pakistan-a-primer/#more-282>。2017 年 4 月 10 日閲覧。

- 11.2.7 DEAT によれば、「場合によっては、当局が拷問に関与したとみられる警察に対して、措置を講じることもある⁸⁹」
- 11.2.8 2016 年の報告書において、アムネスティ・インターナショナルは以下のように述べている。
「パキスタン軍の支配下にある準軍事組織であるレンジャー部隊を含む治安部隊が恣意的な逮捕や拷問及び虐待、超法規的処刑といった人権侵害を行っていた。治安維持の法制度や治安部隊を取り調べて責任を負わせる独立の制度が存在しないことにより、政府軍がこのような侵害をほぼ全員が免責されたまま行っている。被害者には政治団体、特に統一民族運動党（MQM：Muttahida Qaumi Movement）の党员や、人権擁護者などが含まれる」
「（2016 年）5 月 1 日、私服警官が MQM の党员であるアフタブ・アーメド（Aftab Ahmed）氏を逮捕した。（2016 年）5 月 3 日、彼はレンジャー部隊による拘留に移されたのち死亡したというニュースが発覚し、拷問によってついたとされる傷の写真が公開された。シンド州のレンジャー部隊の長官は、アフタブ・アーメド氏が拘留中に拷問を受けたと正式に認めたが、死亡についてはその軍の責任を否定した。マスコミの報道によれば、5 人のレンジャー部隊の隊員が陸軍参謀長の命による取り調べののち謹慎となったが、それ以上の情報は公開されなかった⁹⁰」
- 11.2.9 国連拷問禁止委員会は以下のように懸念を示した。
「（中略）拷問による拘留中の死亡事件及び収監者及び看守による未成年収監者への性的虐待の容疑は十分な取り調べが行われず、そのような行為の犯人は罰せられることがない」。総括所見ではさらに、「当委員会は、不衛生な施設や医療サービスの利用が不十分であることを含む、国家当局の拘置所の深刻な過密状態や非常に劣悪な条件についても懸念を抱いている」と続けた⁹¹。
「パキスタンの国別情報及び情報ノート：刑務所の条件」についても参照のこと。
- 11.2.10 2017 年のパキスタン初期報告書に関する総括所見において、国連拷問禁止委員会は「警察による拷問が蔓延しているという状況」について懸念を示した。同報告書は以下のように付け加えている。
「国家当局が拷問を拒否し、国連憲章の下での義務を実施するための制度を開発・強化しようとする取り組みに対しては歓迎の意を示したいが、当委員会は拘留中の人物から自白を得るための警察による拷問の利用が、国内全域にわたって蔓延していることに深い遺憾の意を示す。国家当局は、拷問や拘留中の死亡、公権力の乱用、不正行為及び違法な監禁などに関与したことへの処罰として、パンジャブ州及びハイバル・パフトゥンハー州の警察官 7,500 名以上に対して懲戒処分を下したと述べているが、関与した警察官に対して刑事手続きが開始されたという情報は当委員会に提供されていない」

⁸⁹ オーストラリア政府、外務貿易省、「DEAT 出身国情報報告書—パキスタン」第 4.11 項、2016 年 1 月 15 日、請求による利用、2017 年 3 月 28 日閲覧。

⁹⁰ アムネスティ・インターナショナル、「2016～17 年度年次報告書—パキスタン（警察及び治安部隊）」、2017 年 2 月 22 日、<https://www.amnesty.org/en/countries/asia-and-the-pacific/pakistan/report-pakistan/>、2017 年 5 月 23 日閲覧。

⁹¹ 国連拷問禁止委員会、「パキスタン初期報告書における総括所見」第 28 節、2017 年 6 月 1 日、<http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=CAT/C/PAK/CO/1&Lang=E>、2017 年 6 月 19 日閲覧。

「同委員会は国家当局との対話において、検察が警察の職員に対して起訴した超法規的処刑及び拷問の容疑を含む 13 件の事案については国家当局が情報を提供したと述べている。ただし、その結果として刑事罰の対象となった事案については、全く言及がなされなかった⁹²」

11.3 超法規的処刑

11.3.1 パキスタンにおける人権についての 2016 年 7～12 月の更新において、英国外務・連邦省 (FCO) は「治安部隊による超法規的処刑は引き続き報告されている」と述べている⁹³。米国国務省の 2016 年度人権報告書は、「当局が恣意的又は違法な殺人を犯したという報告は多数あった。治安部隊はパンジャブ州、バロチスタン州、FATA、シンド州及びハイバル・パフトゥンハー州 (KPK) での紛争と連動して、超法規的処刑を行ったとされている」と述べている⁹⁴。

11.3.2 HRW は「(中略) 虚偽の『衝突殺人 (encounter killing)』は警察による超法規的処刑の特に一般的な形式である。衝突殺人は正当防衛の行為又は容疑者が逮捕・拘留から逃れるのを防ぐ手段のいずれかとして、警察が刑事事件の容疑者の殺害を正当化する場合に発生する」と述べている。同報告書は以下のように付け加えている。

「ヒューマン・ライツ・ウォッチの聴取に応じた警察幹部の多くは、特にパンジャブ州で、虚偽の衝突において容疑者を殺害する慣習を否定しなかった。サヒワル (Sahiwal) の警察官は以下のように述べている。

『ええ。下級警察官が衝突殺人を行い、容疑者を殺害することはよくあります。彼らを制止し、これは常習犯に対処するための解決策ではなく、警察に対するさらなる憎悪や不信を招くだけであると説明しましたが、気にも留めませんでした。彼らに関して言えば、衝突殺人は常習犯を一掃する完璧な方法なのです。彼らはこれを深刻な人権侵害であるとは考えておらず、そうではなくて正義を実現する効果的な方法であると考えているのです』⁹⁵」

⁹² 国連拷問禁止委員会、「パキスタン初期報告書における総括所見」、第 6 節、2017 年 6 月 1 日、<http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=CAT/C/PAK/CO/1&Lang=E>、2017 年 6 月 19 日閲覧。

⁹³ 英国外務・英連邦省、「パキスタン—人権の優先についての国内状況報告書 2016 年 7 月～12 月」、2017 年 2 月 8 日、<https://www.gov.uk/government/publications/pakistan-human-rights-priority-country/human-rights-priority-country-update-report-july-to-december-2016>、2017 年 3 月 31 日閲覧。

⁹⁴ 米国国務省、「2016 年度人権の実情に関する国別報告書—パキスタン」、第 1a 節、2017 年 3 月 6 日、<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2016&dldid=265546>、2017 年 3 月 28 日閲覧。

⁹⁵ ヒューマン・ライツ・ウォッチ、「『不正なシステム』パキスタンにおける警察の虐待及び改革」、43 ページ、2016 年 9 月、https://www.hrw.org/sites/default/files/report_pdf/pakistan0916_web.pdf、2017 年 3 月 30 日閲覧。

- 11.3.3 HRW は警察官らが警察は「常習的な」犯罪者のみをターゲットとしていると述べたと報告している。ある警察官は、HRW に対して、「おおむね、彼ら（警察）はレイプや武装強盗（山賊行為）連続殺人、誘拐などといった凶悪犯罪を行った常習的な犯罪者のみを殺害する」と述べたという。さらに HRW は「警察幹部らはヒューマン・ライツ・ウォッチに対して、幹部の役割についての情報を提供することには難色を示したものの、『下級警察官が衝突殺人を行い、容疑者を殺害することはよくある』と認めた」と続けている。同報告書では「非政府組織のパキスタン人権委員会は、2015 年には警察との武力衝突において、2,000 人以上の人々が殺害され、その大半はパンジャブ州で発生した。ヒューマン・ライツ・ウォッチはこのような衝突殺人のほとんどではないにせよ、その多くは虚偽の衝突によるものであり、生命が危険にさらされるような状態において発生したものではないことに懸念を抱いている」と述べている⁹⁶。
- 11.3.4 国連拷問禁止委員会は「（中略）国家当局の軍や統合情報局（Inter-Services Intelligence agency）のような諜報部隊、辺境警備隊やパキスタン・レンジャー部隊といった準軍事組織の構成員が超法規的処刑の多くの事案において、拷問や強制的な失踪に関与したと報告されている」ことに懸念を示した⁹⁷。

11.4 強制的又は非自発的な失踪

- 11.4.1 2016 年の出来事についての 2017 年度報告書において、フリーダムハウスは「軍及び諜報部隊は無差別な武力行使について免責されている。超法規的処刑や強制的な失踪、拷問、その他の虐待が蔓延している。テロの容疑者やパロチ人及びシンド人の国家主義者、ジャーナリスト、研究者、民生委員は皆、このような失踪の被害者である」と述べている⁹⁸。
- 11.4.2 米国国務省の 2016 年度人権報告書は、以下のように述べている。
「国内のほぼ全域で様々な社会的背景を持った人々が誘拐され、強制的に失踪させられている。警察や治安部隊の中には収監者を隔離し、その場所を公開しない者もいるという。人権団体は、シンド人及びパロチ人の国家主義者の多くが行方不明であると報告しており、例えば、国際パロチ行方不明者の声（VBMP の個別の機関）は（2016 年）8 月に、強制的な失踪の被害者は警察との人為的な衝突において、治安部隊に殺害されたと主張した⁹⁹」

⁹⁶ ヒューマン・ライツ・ウォッチ、「『不正なシステム』パキスタンにおける警察の虐待及び改革」、4 及び 43 ページ、2016 年 9 月、https://www.hrw.org/sites/default/files/report_pdf/pakistan0916_web.pdf。2017 年 3 月 30 日閲覧。

⁹⁷ 国連拷問禁止委員会、「パキスタン初期報告書における総括所見」、第 10 節、2017 年 6 月 1 日、<http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=CAT/C/PAK/CO/1&Lang=E>。2017 年 6 月 19 日閲覧。

⁹⁸ フリーダムハウス、「2017 年度世界における自由」、第 F 節 法の支配、2017 年 1 月 31 日、<https://freedomhouse.org/report/freedom-world/2017/pakistan>。2017 年 5 月 29 日閲覧。

⁹⁹ 米国国務省、「2016 年度人権の実情に関する国別報告書—パキスタン」、第 1b 節、2017 年 3 月 6 日、<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2016&dldid=265546>。2017 年 3 月 28 日閲覧。

- 11.4.3 2016 年 9 月、国連人権理事会の強制的又は非自発的な失踪に関する作業部会は、追加報告書において、「当作業部会は依然として、パキスタンにおける強制的な失踪の慣習が広く行われていると報告されていること、及び特にシンド人に関して最近非常に多くの事案が報告されていることに対して深刻な懸念を抱いている。当作業部会はパキスタンでは強制的な失踪に関して免責の風潮があり、当局は強制的な失踪の事案の取り調べに十分に取り組んでおらず、犯人に対して責任を負わせていないとみている。(中略)当作業部会は、失踪者の家族、及び強制的な失踪に関する問題に取り組む弁護士を含む人権擁護者に対する脅迫や報復、嫌がらせといった事案が報告されていることに以前として懸念を抱いている」と述べている。
- 同報告書は「当作業部会は家族や弁護士との接見ができない非公式の拘置所に拘留されている人々がいるという情報について、懸念を抱いている」と述べている¹⁰⁰。
- 11.4.4 2016 年 9 月 15 日の国連人権理事会の強制的又は非自発的な失踪に関する作業部会の口頭による声明において、国際法律家委員会 (ICJ) はパキスタン人権委員会 (HRC) の支援を受けて、「強制的な失踪の慣習は (2012 年の) 作業部会による (パキスタンへの) 訪問後も根強く残っており、拡大している。これまでは主にバロチスタン州、連邦直轄部族地域、及びハイバル・パフトゥンハー州に限られていた強制的な失踪は、現在では国内全土にわたる現象となっている」と述べている。さらにこの声明では、以下のように述べている。
- 「強制的な失踪の事案の推定総数は様々である。強制的な失踪に関する公式の調査委員会はおおよそ 1,400 件の未解決事案を報告している。60 の地域における人権侵害を文書化している NGO である HRC は、2014 年以降強制的な失踪は 370 件発生したと報告している。その他の NGO は 5,000 件から 18,000 件の間であると主張している。最も控え目に推定しても、相当数の強制的な失踪が依然として未解決のままである。政府は強制的な失踪について、一件たりとも犯人に責任を負わせることができていない。(中略)強制的な失踪に取り組む被害者のグループや弁護士、活動家もまた、攻撃や嫌がらせ、調査、脅迫といった安全上のリスクに直面している¹⁰¹」
- 11.4.5 報道機関は、政府の政策に批判的であった最大 5 人の活動家が、2017 年 1 月の最初の 2 週間のうちにパキスタンで行方不明になったと報じている。この失踪への関与を告白したグループはならず、内務省はこの問題を調査中であると述べた¹⁰²¹⁰³。

¹⁰⁰国連人権理事会、「強制的又は非自発的な失踪に関する作業部会報告書、補遺：作業部会が実施した勧告に対する追跡調査報告：コンゴ及びパキスタンに対する課題」、第 24～27 項、2016 年 9 月 13 日、A/HRC/33/51/Add.7、<http://www.refworld.org/docid/57e14c7f4.html>。2017 年 6 月 19 日閲覧。

¹⁰¹国際法律家委員会、「パキスタン人権委員会後援による、強制的又は非自発的な失踪に関する作業部会との対話における国際法律家委員会声明—パキスタンにおける強制的失踪」、2016 年 9 月 15 日、<https://www.icj.org/wp-content/uploads/2016/09/HRC33-OralStatement-Disappearances-Pakistan-15092016.pdf>。2017 年 4 月 11 日閲覧。

¹⁰² アルジャジーラ、「強制的な失踪は私たちに黙らせない」、2017 年 1 月 14 日、<http://www.aljazeera.com/indepth/opinion/2017/01/forced-disappearances-silence-170114103746777.html>。2017 年 4 月 11 日閲覧。

¹⁰³ ボイス・オブ・アメリカ、「一般ブロガーの謎の失踪に立ち向かうパキスタンの活動家たち」、2017 年 1 月 14 日、<http://www.voanews.com/a/pakistan-blogger-disappearances/3676340.html>。2017 年 4 月 11 日閲覧。

ラジオ・フリー・ヨーロッパ及びラジオ・リバティによれば、人権団体はパキスタンの諜報機関によって活動家が誘拐されたのではないかとみている¹⁰⁴。2017年2月3日、アムネスティ・インターナショナルは研究者であり詩人のサルマン・ハイデア (Salman Haider) 氏、ブロガーのアシム・サイード (Asim Saeed) 氏、アーメド・ラザ・ナシール (Ahmed Raza Naseer) 氏、ワカス・ゴラヤ (Waqas Goraya) 氏の失踪者4人は皆家族のもとへ帰ったが、一方パキスタン市民進歩同盟 (Civil Progressive Alliance Pakistan) のサマル・アバス (Samar Abbas) 氏は依然として行方不明のままである、と述べた¹⁰⁵。解放されたうちの一人、ワカス・ゴラヤ氏はBBCの取材に対し、軍とのつながりのある「政府機関」が彼を拉致し、拷問したと述べている¹⁰⁶。

11.4.6 国連拷問禁止委員会は以下のように懸念を示した。

「強制的な失踪は国家による明確な犯罪として罪を問われていない。さらに当委員会は、ここ数年に国内で数百件もの強制的な失踪が報告されていること、及び国家当局がこれらを調査し、責任の所在を明らかにするための適切な措置を講じていないことについても懸念を抱いている。また当委員会は、強制的な失踪に関する国家調査委員会が十分に独立しておらず、その権限を実行する人的資源が不足していると報告されていることに懸念を抱いている。当委員会は、国家調査委員会の取り組みが強制的な失踪の事案における刑事訴追に至っていないことに対して遺憾の意を表している¹⁰⁷」

「拷問及び虐待」についても参照のこと。

12. 汚職

12.1 概観

- 12.1.1 米国国務省の2016年度人権報告書は、パキスタンでは、法律で公務員の汚職に対する刑事罰を設けているが、十分に実施されておらず、公務員は汚職に関与することが非常に多い、と述べている。同報告書は「汚職は政治及び政府において蔓延しており、様々な政治家及び公務員が収賄や脅迫、えこひいき、縁故採用、利益供与、不正利得、横領といった汚職の容疑を受けている」と付け加えている。警察の下級職員内での汚職も一般的である。

¹⁰⁴ ラジオ・フリー・ヨーロッパ及びラジオ・リバティ「パキスタンで行方不明の人権活動家発見される」、2017年1月28日、ecoi.netで閲覧可能、http://www.ecoi.net/local_link/335327/463936_en.html。2017年4月11日閲覧。

¹⁰⁵ アムネスティ・インターナショナル、「緊急活動：活動家が家族と再会、依然1名が不明」、2017年2月3日、http://www.ecoi.net/file_upload/1226_1486456136_asa3356032017english.pdf。2017年4月11日閲覧。

¹⁰⁶ BBC、「パキスタンの活動家ワカス・ゴラヤ氏：私は国家に拷問された」、2017年3月9日、<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-39219307>。2017年4月11日閲覧。

¹⁰⁷ 国連拷問禁止委員会、「パキスタン初期報告書における総括所見」、第24節、2017年6月1日、<http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=CAT/C/PAK/CO/1&Lang=E>。2017年6月19日閲覧。

警察官の中には、正式な苦情を登録するのに料金を要求したり、虚偽の苦情を登録するのに賄賂を受け取ったりしている者もいる。刑罰を回避するための賄賂も横行している¹⁰⁸。

12.2 警察及び司法

- 12.2.1 トランスペアレンシー・インターナショナルの世界腐敗指標(GCB: Global Corruption Barometer)によれば、2016 年 3 月にパキスタンで調査を行った 1,078 人¹⁰⁹のうち、76%が同国の全警察官の大多数又は全員が汚職していると考えている。さらに、「(パキスタンの)警察又は裁判所と接触した 10 人中およそ 7 人は、賄賂を支払わなければならなかった(それぞれ 75%と 68%)」。回答者の 3 分の 1 以上(35%)は、過去一年間に汚職のレベルが上がったと考えている¹¹⁰。
- 12.2.2 カナダ難民・移民局(IRB: Immigration and Refugee Board)は、「(2015 年 12 月の) 調査局の電話取材において、ニューヨーク州オニオンタの州立大学の社会学・刑事裁判学部教授はパンジャブ州が警察の腐敗の『最悪の』地域であり、特に警察の拘留中に個人が殺害される事件である『拘留中の殺人』が多いが、その死因は逮捕時に抵抗したといった外的な『衝突』によるものであるとされている¹¹¹」
- 12.2.3 米国国務省の人権報告書によれば、「裁判所職員による便宜に対する少額の支払い請求といった報告を含む、司法制度における腐敗についての事例報告も多く存在する。下級裁判所は依然として腐敗し、非効率であり、高等判事や著名人、富裕層、宗教指導者及び政治指導者からの圧力に屈しやすいとされている¹¹²」
- 12.2.4 HRW は 2016 年 9 月、不十分な財政資源が警察を適切に機能させる上での主な障害であり、これ自体が警察における腐敗に結び付き、貢献していると報告している。ある警察幹部は HRW に対し、「腐敗は警察にとっても最も深刻な問題です。私はこれを政治的干渉よりも高く位置付けています。なぜなら、腐敗は警察に対する社会の不信及び憎悪のおもな原因であるからです」と述べている¹¹³。

¹⁰⁸ 米国国務省、「2016 年度人権の実情に関する国別報告書—パキスタン」、第 4 節、2017 年 3 月 6 日、<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2016&dliid=265546>、2017 年 3 月 28 日閲覧。

¹⁰⁹ トランスペアレンシー・インターナショナル、「人民と腐敗：アジア太平洋地域—世界腐敗指標」、31 ページ、2017 年 3 月 7 日、http://files.transparency.org/content/download/2118/13484/file/2017_GCB_AsiaPacific_EN.pdf、2017 年 3 月 30 日閲覧。

¹¹⁰ トランスペアレンシー・インターナショナル、「2017 年度世界腐敗指標、アジア太平洋地域の結果」、Q1、Q2 及び Q4、2017 年 3 月 7 日、http://www.transparency.org/files/content/publication/2017_GCB_AsiaPacific_RegionalResults.xlsx、2017 年 3 月 30 日閲覧。

¹¹¹ カナダ難民・移民局、「パキスタン：警察の腐敗、有効性を含む警察に対する苦情の受理を担当する当局、警察に対する苦情の届出手続き(2012 ~ 2016 年 1 月)」、2016 年 1 月 14 日、PAK105368.E、<http://www.refworld.org/docid/56af1a9f4.html>、2017 年 3 月 30 日閲覧。

¹¹² 米国国務省、「2016 年度人権の実情に関する国別報告書—パキスタン」、第 4 節、2017 年 3 月 6 日、<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2016&dliid=265546>、2017 年 3 月 28 日閲覧。

¹¹³ ヒューマン・ライツ・ウォッチ、「『不正なシステム』パキスタンにおける警察の虐待及び改革」、56 ページ、2016 年 9 月、https://www.hrw.org/sites/default/files/report_pdf/pakistan0916_web.pdf、2017 年 3 月 30 日閲覧。

13. 移動の自由

13.1 概観

13.1.1 米国国務省の 2016 年度人権報告書は、パキスタン国内や海外旅行、海外移住、本国帰還といった移動の自由は法律で保障されているが、実際にはこれらの権利は制限されている、と述べている¹¹⁴。

13.1.2 国内移動に関する DFAT の評価は、以下のように述べている。

「パキスタンは面積が広く多様性を持っているため、多くの少数民族及び宗教的少数派の構成員にとって、実現可能な移動の選択肢が存在する。国内移動は一定程度の匿名性を提供し、被害者が非国家主体の引き起こした差別や暴力から逃れる機会を提供している。カラチやラホール、イスラマバードといった大都市中心部の多くは、複雑な民族・宗教の共同体にとっての故郷となっており、地方や小都市地域に比べればさらに匿名性が高く、雇用の機会も多く、サービスや国家による保護の利用も容易である¹¹⁵」

13.1.3 フリーダムハウスは以下のように述べている。

「市民の旅行や住居の選択、職業選択、高等教育機関の選択については法的な制限もほとんどない。海外旅行を制限する主な手段は出国管理リスト（Exit Control List）であり、これに記載された人々は公式の出国地点から国内から出国することを阻止されている。このリストは治安上の脅威を与える人々及び司法手続きを受けている人々を含むとされているが、政府職員を困惑させるような問題に取り組んできた市民社会活動家に対しても利用される場合がままある。それとは別に、FATA 内においては軍が反暴動作戦や再定住プログラムを実施しているため、移動の制限が課せられている¹¹⁶」

13.2 大都市中心部

13.2.1 ラホール及びイスラマバードにおける状況を評価する上で、DFAT は以下のように述べている。

¹¹⁴ 米国国務省、「2016 年度人権の実情に関する国別報告書—パキスタン」、第 2d 節、2017 年 3 月 6 日、<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2016&dldid=265546>。2017 年 3 月 28 日閲覧。

¹¹⁵ オーストラリア政府、外務貿易省、「DFAT 出身国情報報告書—パキスタン」、第 5.18 項、2016 年 1 月 15 日、請求による利用、2017 年 3 月 28 日閲覧。

¹¹⁶ フリーダムハウス、「2017 年度世界における自由」、第 G 節 個人的自治及び個人の権利、2017 年 1 月 31 日、<https://freedomhouse.org/report/freedom-world/2017/pakistan>。2017 年 5 月 29 日閲覧。

「ラホールの人口は 1998 年の 630 万人から、2014 年の約 1000 万人に増えた。パキスタンのその他の都市と比べると、ラホールは比較的民族的に単一であり、多数派はパンジャブ人である。しかし、同都市の人口は国内移住が現在も進んでいることから、引き続き変化している。例えば、およそ 100 万人のパシュトゥーン人が 1980 年代以降、ラホールに移住してきた。ラホールの治安状況は、パキスタンの他の都市に比べれば依然として良く、一般的な暴力行為及び宗派による抗争は他の大都市中心部に比べて低いレベルにとどまっている。ラホールにおけるパシュトゥーン人の共同体は、DFAT に対して、その構成員は安全に暮らし、宗派抗争によって生活が脅かされることもない、と述べている。ラホールのシーア派も同様に、DFAT に対して、ザルブ・エ・アズブ（Zarb-e-Azb）作戦のおかげで治安状況も改善した、と述べている」

「イスラマバードの人口は 1998 年の国勢調査時の 800,000 人から 2011 年のおよそ 200 万人に増えた。1960 年代に設立されたイスラマバードは、国内移住者の人口の割合が比較的高く、その多くは FATA やハイバル・パフトゥンハー州、バロチスタン州の紛争地域からの移住者である。イスラマバードにつながる高速道路には無数の警察の検問所があり、首都内の主な交差点や有名建築物にも検問所がある。これらの検問所が摘発のリスクを高めていることで、首都を攻撃しようとして計画している武装集団に対する強力な抑止力となっている。準軍事組織であるレンジャー部隊もまた、継続的にイスラマバード全域の街路をパトロールしており、2014 年 4 月に同都市全域に展開している¹¹⁷」

- 13.2.2 欧州庇護支援事務所（EASO）の「[出身国情報報告書—パキスタン国家概略](#)」では、パキスタンの主要都市についての簡潔な背景情報を提供している¹¹⁸。

14. 市民権と国籍

14.1 市民権

- 14.1.1 移民・パスポート総局のウェブサイトが発行した情報によれば、パキスタンの市民権は「パキスタン国民と結婚した外国人女性」「パキスタン市民の未成年の子ども（年齢 21 歳未満）」といった特定の条件を満たせば取得できる。パキスタン国外で生まれたパキスタン国民の子どもはその家系によって市民となる。2000 年 4 月 18 日以降にパキスタン人の母と外国人の父の間に生まれた子どもは自動的にパキスタン市民と見なされる。パキスタン政府は英国を含む 18 カ国と二重国籍についての合意を交わしている¹¹⁹。

- 14.1.2 1951 年パキスタン市民権法はパキスタンの市民権が以下の場合に取得できると定めている。

¹¹⁷ オーストラリア政府、外務貿易省、「DFAT 出身国情報報告書—パキスタン」第 5.19～5.20 項、2016 年 1 月 15 日、請求による利用、2017 年 3 月 28 日閲覧。

¹¹⁸ 欧州庇護支援事務所、「EASO 出身国情報報告書—パキスタン国家概略」第 1.1.4 節、2015 年 8 月、https://coi.easo.europa.eu/administration/easo/PLib/EASO_COI_Report_Pakistan-Country-Overview_Aug_2015.pdf、2017 年 3 月 27 日閲覧。

¹¹⁹ パキスタン政府移民・パスポート総局、「パキスタンの市民権」日付なし、<http://www.dgip.gov.pk/Files/Immigration.aspx>、2017 年 4 月 4 日閲覧。

- ・出生による市民権—市民権法第 4 項
- ・家系による市民権—市民権法第 5 項
- ・移住による市民権—市民権法第 6 項
- ・帰化による市民権—市民権法第 9 項
- ・結婚による市民権—市民権法第 10 項¹²⁰

14.2 国籍証明書

- 14.2.1 DEAT は「パキスタンにおいて最も信頼性の高い文書形式はパスポートとコンピュータ化国籍証明書カード（CNIC）である。本籍証明書や出生・死亡証明書、婚姻証明書、運転免許証といったその他の一般的な文書形式は、一般的に身分証明書としては信頼性が低いと考えられている」と述べている¹²¹。
- 14.2.2 パスポートは移民・パスポート総局が発行し、コンピュータ化国籍証明書カード（CNIC）は国家データベース登録局（NADRA）が発行する。生体認証情報は指紋の形で収集されている¹²²。パキスタン市民は全員、機械で解読可能なパスポートを与えられる¹²³。
- 14.2.3 CNIC について、DEAT は以下のように述べている。

「パキスタン国内の少なくとも 8700 万人が CNIC を所有している（パキスタンの選挙管理委員会は 2013 年の総選挙時の CNIC 情報に基づいて、8610 万人を有権者として登録している）。CNIC は政府サービスの利用といった身分証明において、最も一般的で広く用いられている形式である。FATA の住民は CNIC を取得するのが困難であったと伝えられているが、NADRA は CNIC の登録及び発行を支援するため、継続的に FATA に移動登録チームを派遣している」

「CNIC を取得するのに必要な関係書類は、個人の出生証明書（初めての申請時）、学歴証明書（適用可能であれば）、近親者の CNIC の写し（多くの場合、父親及び母親）である。読み書きのできない市民は年齢認証を免除され、そのため、関係する教育機関の証明書を提出する必要がある。FATA、ハイバル・パフトゥンハー州及びバロチスタン州の一部住民からの申請には、駐在官及び副駐在官からの連署が必要である。DEAT の理解では、CNIC を取得するためには、申請者は本籍地に帰って地方自治体に登録しなければならない。パキスタンの新しい一連の CNIC には IC チップが内蔵され、生体認証情報とともに用いることにより機械で解読できる」

¹²⁰ 1951 年パキスタン市民権法（パキスタン）、1951 年 4 月 13 日、<http://www.refworld.org/docid/3ae6b4ffa.html>。2017 年 4 月 4 日閲覧。

¹²¹ オーストラリア政府、外務貿易省、「DEAT 出身国情報報告書—パキスタン」、第 5.28 項、2016 年 1 月 15 日、請求による利用、2017 年 3 月 28 日閲覧。

¹²² オーストラリア政府、外務貿易省、「DEAT 出身国情報報告書—パキスタン」、第 5.29 項、2016 年 1 月 15 日、請求による利用、2017 年 3 月 28 日閲覧。

¹²³ パキスタン政府移民・パスポート総局、「パスポート」、日付なし、<http://www.dgip.gov.pk/files/Passport.aspx>。2017 年 4 月 4 日閲覧。

CNIC は通常 10 年間有効である。パキスタンのパスポートと異なり、CNIC には所有者の信仰についての情報は含まれていない¹²⁴。

- 14.2.4 2016 年 9 月に国連経済社会理事会に提出する際に、ジャスティス・プロジェクト・パキスタン及び世界拷問反対協会は「パキスタンの全人口のおよそ 46%は年齢を証明するための正式な登録書類を持っておらず、その数字はバロチスタン州及び FATA では 1%と非常に低い。全人口の 32%のみが出生証明書を持っており、その数字は地方においてはさらに低くなる」と指摘している¹²⁵。

15. 偽造及び不法に入手された文書

- 15.1.1 2012 年から 2014 年 12 月の期間にカナダ難民・移民局調査局が特定した情報源によれば、学歴証明書や銀行取引明細書、不動産の権利書といった文書の偽造・不法入手の利用可能性及び入手可能性は非常に高い¹²⁶。
- 15.1.2 DFAT はパキスタンの文書偽造に関する 2016 年 1 月の報告書において、以下のように指摘している。

「NADRA は CNIC 及びパスポート発行の手続きを改善し、CNIC 及びパスポートの偽造の発生件数を減らしてきた。しかし、正式な文書がなりすましによって発行される場合がままある。例えば、2015 年 8 月下旬、パキスタンの連邦調査局は、たった 100 米ドルの賄賂と引き換えに武装集団に対して虚偽の CNIC を発行したとして NADRA を捜査していると報じられた。パキスタン当局は、CNIC の不正発効に対抗する措置を講じてきており、偽の CNIC を取り消すことができる。DFAT は NADRA が有効な旅券のあるなしに関わらず、パキスタン国民の身分を生体認証やその他の情報を用いて証明する能力に対しては高い信頼を寄せている」

「文書偽造はパキスタンで横行しており、特に NADRA のような優秀な中央当局が発行したものではない文書形式において蔓延している。例えば、警察が発行した FIR を現存する FIR の記録番号を用いて不正に作成することは比較的容易である。パキスタンの警察が偽の FIR を認証するため、賄賂を受け取っているという確かな証拠が存在する。そのため、FIR の存在は記載された出来事が実際に発生したことを証明する証拠とはなりえない」

¹²⁴ オーストラリア政府、外務貿易省、「DFAT 出身国情報報告書—パキスタン」、第 5.30～5.31 項、2016 年 1 月 15 日、請求による利用、2017 年 3 月 28 日閲覧。

¹²⁵ 世界拷問反対協会、「パキスタンにおける死刑及び拷問の経済・社会・文化的理由」、8 ページ、2016 年 9 月、<http://www.refworld.org/docid/57e1399f4.html>、2017 年 6 月 20 日閲覧。

¹²⁶ カナダ難民・移民局、「パキスタン：学歴証明書や渡航証明書、初期供述調書（FIR）、土地所有権証明書、新聞記事などの身分証明書ではない文書、及び身分証明カード、出生証明書などの身分証明書を含む偽造文書、偽造文書の取得方法、ならびに偽造文書の信頼性の評価（2012～2014 年 12 月）」、PAK105021.E、2015 年 1 月 14 日、http://www.ecoi.net/local_link/295396/416438_en.html、2017 年 4 月 11 日閲覧。

「もっと広い意味では、DFAT は偽の学歴証明書や学位、出生証明書、死亡証明書、医療記録、銀行記録、パキスタン当局の十分な認証を得ることなく法的な形式において発行される文書について、多くの偽造の事案を把握している。パキスタンのジャーナリストは DFAT に対して、人々は金を払えば新聞に偽の記事を掲載することができるが、この傾向は減少傾向にある、と忠告した¹²⁷」

¹²⁷ オーストラリア政府、外務貿易省、「DFAT 出身国情報報告書—パキスタン」、第 5.45 ~ 5.47 項、2016 年 1 月 15 日、請求による利用、2017 年 3 月 28 日閲覧。

バージョン管理及び連絡先

連絡先

本文書について疑問があり、直属上司や上級ケースワーカー又は技術専門家がそれを解決できない場合、又は本文書に事実誤認があると認められる場合は、国家政策・情報チームへメールしてください。

本文書の形式上の不備（リンクの故障、スペルミスなど）があると認められる場合、又はレイアウトや操作性について意見がある場合は、指針・規則・形式チームへメールしてください。

承認情報

以下は本文書が承認された時点での情報である。

- ・バージョン 2.0
- ・2017 年 6 月 26 日より有効

本文書の最新版からの改定

国別情報及び指針を更新